益城町国土強靭化地域計画

令和2年8月

益城町

目 次

はし	こめ	NC	1
-	1	計画策定の趣旨	
2	2	計画の位置づけ	
(3	計画の期間	
第	1章	基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
-	1	基本目標	
2	2	強靭化を推進する上での基本的な方針	
第 2	2章	ニ本町の地域特性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
-	1	地理的特性	
2	2	気象概要	
;	3	本町における災害リスク	
第:	3章	: 脆弱性評価 ····· 1	C
-	1	評価の枠組み及び手順	
2	2	評価の結果	
第4	4章	: 強靭化の推進方針 ······ 3	9
第:	5章	:計画の推進 ······ 74	4

はじめに

1 計画策定の趣旨

近年、県内では平成15年の県南地域における土砂災害、平成24年の熊本広域大水害など、多くの風水害が発生してきた。令和2年7月にも線状降水帯による局地的豪雨の影響で球磨川流域を中心に大きな被害が発生している。

本町においても、過去最大雨量を記録した平成9年7月豪雨を踏まえ、災害への備えの強化として、施設整備等に加え、予防的避難の推進や自主防災組織の設立促進など、自助・共助・公助の観点から、地域防災力の向上に取り組んできた。

一方、国においては、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の発生等を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(以下、「国土強靭化基本法」という。)が施行された。同法に基づき、平成26年6月には「国土強靭化基本計画」(以下「国基本計画」という。)が策定され、同計画に基づく様々な取組みが進められてきた。

こうした中、平成28年4月に発生した「平成28年熊本地震」(以下「熊本地震」という。)においては、わずか28時間の間に、2度にわたり震度7の地震が本町を襲った。同一地域で震度7を2度観測したのは、我が国観測史上初めてのことである。多くの尊い命が失われ、家屋倒壊や土砂災害など、町内全域に甚大な被害がもたらされた。

本町は、この未曽有の大災害からの早期復興を果たすため、熊本地震から半年後の 平成28年12月に「益城町復興計画」を策定して復旧・復興の方向性を示すとともに、 熊本地震の対応に係る検証を踏まえ、町地域防災計画の見直しを行うなど、災害に対 する備えの強化に取り組んでいるところである。

そこで、熊本地震や近年全国各地で頻発する豪雨災害等を教訓とし、その被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながる、災害に強く安全安心な地域づくりを着実に推進するため、「益城町国土強靭化地域計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

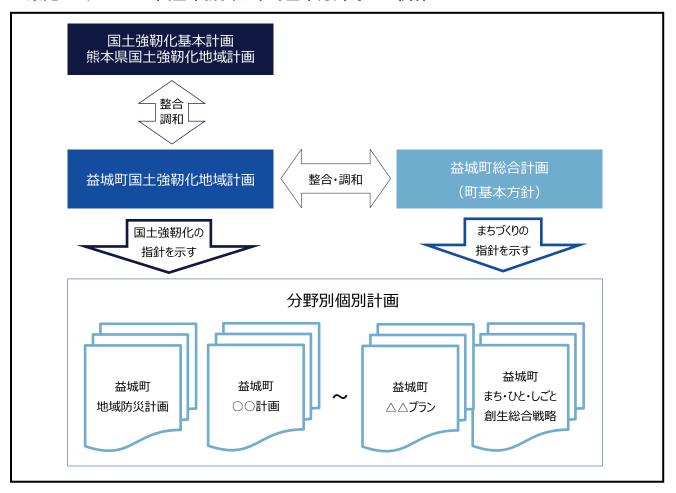
国土強靭化基本法第 13 条の規定に基づき、本町における国土の強靭化の指針として「益城町国土強靭化地域計画」を策定する。

地域計画の策定に当たっては、国の基本計画及び熊本県地域計画を踏まえつつ、本町の地理・地形等の地域特性とともに、これまで発生した大規模災害の教訓を踏まえたものとする。

地域計画は、熊本地震の検証、同検証を踏まえて改正された「益城町地域防災計画」や本町の基本方針である「益城町総合計画」を考慮して策定する。

これにより、今後起こり得る大規模自然災害に対して、ハード施策だけでなく、ソフト対策を含めた総合的な防災体制を整備し、災害に強く、安全安心に生活できる地域づくりを目指す。

く策定に当たっての国基本計画や本町基本方針等との関係>



3 計画の期間

本計画は、今後の地域強靭化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国・熊本県及び本町の 国土強靭化施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに内容を見直すこととする。

第1章 基本的な考え方

1 基本目標

国土強靱化基本法第14条において、市区町村の国土強靱化地域計画は、国基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされており、また、県全体で強靱化に取り組んでいくため、熊本県の地域計画とも相互に調和を図ることも必要である。

このため、本計画では、「第6次益城町総合計画」の「住みたいまち、住み続けたいまち、 次世代に継承したいまち」というまちの将来像を念頭に置き、国基本計画や県地域計画を 踏まえ、本町が強靭化を推進するうえでの基本目標として、次の4つを掲げ、関連施策の 推進に努めるものとする。

- ① 町民の生命を守ること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 迅速な復旧復興を可能にすること

2 強靭化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、大規模自然災害に備え、事前防災、減災及び迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりについて、東日本大震災や熊本地震など過去の災害から得られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 強靱化に向けた取組姿勢

- ① 本町の強靱性を損なう要因についてあらゆる側面から検討を加え、取組みにあたること。
- ② 短期的な視点のみならず、長期的な視野も持って計画的な取組みにあたること。
- ③ 災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高め、地域経済の持続的な成長につなげること。
- ④ 大規模災害に備え、国、県、他市町村及び民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備すること。

(2) 効率的かつ効果的な施策の推進

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官(国、県、町)と民(住民、民間事業者等)が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。

- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。
- ④ 人口の減少や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑤ 国の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用を図ること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること。
- ⑥ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑦ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

(3) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の強靭化の推進には、地域の共助による取組みも重要であることから、人のつながりやコミュニティ機能の維持に努めること。
- ② 高齢者、障がい者、外国人、女性、子供等の状況に配慮して施策を講じること。
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第2章 益城町の地域特性

1 地理的特性

本町は、熊本県のほぼ中央部に位置し、県庁所在地熊本市の東隣に接している。また、町役場から「熊本県庁」まで8.5km、空の玄関である「阿蘇くまもと空港」まで7.5km、陸の玄関口である「益城・熊本空港IC」まで6.0kmの距離にある。

本町の地勢は、面積 6,567ha で東西 11km、南北 13km のほぼ正方形に近い 形をしており、中央を西流する木山川、秋津川沿いの平坦地、北部の益城 台地と呼ばれる畑地帯、東部から南西部にかけて九州山地に連なる城山、朝来山、船野山、飯田山からなる山林地帯の 3 地域に大別できる。



町内を流れる河川水系は緑川流域加勢川水系であり、町内を流れる主要な河川は、木山川、秋津川、赤井川、岩戸川があげられる。

このような地勢から、農業産業を中心に発展してきたが、本町は熊本市に隣接していることから熊本市のベットタウンとしての人口の増加が進み、また、昭和46年に物流の拠点となる"阿蘇くまもと空港"が本町および菊陽町に開港、昭和63年に県道36号線(熊本益城大津線:第2空港線)が、平成11年に"益城熊本空港IC"が開通したことにより、県道36号線沿いには工業団地の立地が進み、従来からの農業産業にあわせ商工業を含めた複合機能都市として発展を進めている。

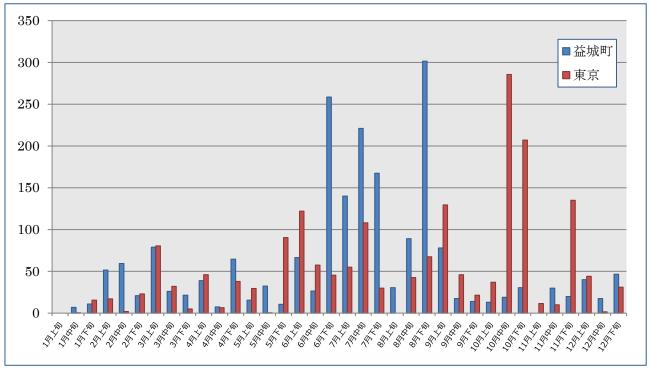
本町の地質は、北部の阿蘇くまもと空港およびその周辺の畑地で安山岩の分布する地域であり、木山川の南側から山地にかけては凝灰岩、泥岩、礫岩の分布する地域であり、西部の低地から北部の台地にかけては、砂礫、粘土、砂が広く分布しており、もっとも軟弱な地質となっている。

2 気象概要

本町の平均気温 (2003 年~2010 年の平均値) は 15.8℃で、夏は暑く冬は寒い内陸性の 気候となっている。

また、九州山地の西側にあたるため、東シナ海からの暖かく湿った空気が入りやすく、 梅雨時期の降水量が多い。(6月~7月の2ヵ月間に年間降水量の約4割を記録している)

(参考:東京との年間降水量の比較)



(気象庁資料参考に町作成)

3 益城町における災害リスク

(1) 風水害

第2章2で示した地理的特性から、本町では梅雨時期に大雨が発生することが多い。 平成9年7月に発生した集中豪雨では、6時間の継続雨量が494mmを記録し、木山川 及び秋津川流域において農地に浸水被害が生じ、天然ダム湖も出現した。

また、近年は雨の降り方が局地化・集中化・激甚化しており、都市化による土地の保水力低下と相まって、従来とは異なるタイプの浸水被害も発生してきている。

平成28年6月の大雨災害では、熊本県益城観測所(木山川・赤井川合流点付近)において、月雨量742.5mmを記録。平成28年熊本地震による地盤沈下の影響もあり、床上浸水84世帯、床下浸水271世帯などの被害が生じた。

令和元年(2019年)6月から7月にかけての豪雨においても、降り始めからの累積雨量が306mmを記録し、1.2平方キロメートルの大規模浸水、農地の大規模冠水、道路冠水の被害が生じた。

本町において発生したこれらの風水害と同規模の災害を想定する。

[参考1] 過去の主な風水害による被害

西暦(和暦)	種類	被害地域	主な被害
1997. 7. 9(平成 9)	豪雨による水	木山川・秋津川流域	農地への浸水被害
2016. 6. 20 (平成 28)	豪雨による水	安永、福富、惣領、岩戸川 と木山川合流点付近	床上浸水:84 世帯、床下浸水:271 世帯 農地浸水:岩戸川と木山川合流点付近
2019. 6. 29~7. 1(令和1)	豪雨による水	木山川五楽橋付近、県道益 城菊陽線等	床上浸水、床下浸水なし(固定排水ポンプ等による強制排水)

(2) 地震災害

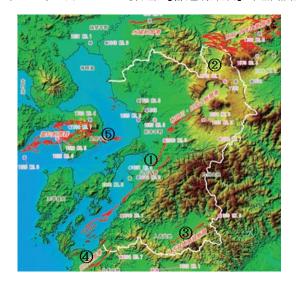
① 町内の活断層

本町には布田川断層帯、日奈久断層帯、緑川断層帯等が存在しており、地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、町内の主要活断層帯における地震発生確率は次表のとおりであり、日奈久断層帯(八代区間)及び日奈久断層帯(日奈久区間)がS*ランクと評価されており、特に注意が必要である。

[参考2] 主要活断層の長期評価

活断層帯名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的評価	30 年以内に地震が発生する確率
布田川断層帯 (宇土半島北岸区間)	7.2 程度以上	Xランク※1	不明
布田川断層帯 (宇土区間)	7.0 程度	Xランク※1	不明
布田川断層帯 (布田川区間)	7.0 程度	Zランク	ほぼ 0%
日奈久断層帯 (八代海区間)	7.3 程度	S*ランク	ほぼ 0%~16%
日奈久断層帯 (日奈久区間)	7.5 程度	S*ランク	ほぼ 0%~6%
日奈久断層帯 (高野-白旗区間)	6.8 程度	Xランク※1	不明
緑川断層帯	7.4 程度	Zランク	ほぼ 0.04%~0.09%
出水断層帯	7.0 程度	A*ランク	ほぼ 0%~1%
人吉盆地南縁断層帯	7.1 程度	A*ランク	1%以下
万年山-崩平山断層帯	7.3 程度	Zランク	0.003%以下

- ※1 断層帯の平均活動間隔が判明していない等の理由により、地震発生確率を求めることができないもの。
- ※2 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。地震後経過率(※3)が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。
- ※3 最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると 1.0 となる。[出典:主要活断層の長期評価結果一覧(2018年1月1日での算定)【都道府県別】(地震調査研究推進本部地震調査委員会)]



[参考3] 熊本周辺の主要活断層

- ①布田川断層帯(西原~熊本市) 日奈久断層帯(飯野~御船~日奈久)
- ②别府·万年山断層带
- ③人吉盆地南縁断層
- ④出水断層帯
- ⑤雲仙断層群

② 熊本地震とその被害

平成28年熊本地震において、日奈久断層帯(高野―白旗区間)の活動に伴う前震と布田川断層帯(布田川区間)の活動に伴う本震が発生。最大震度7の揺れがわずか28時間以内に2度発生した(益城町では、前震及び本震ともに震度7を観測)。

本町の被害は甚大であり、死者 43 名(直接死 20 名、災害関連死 23 名) 重軽傷者 165 名(重傷者 134 名、軽傷者 31 名)、住家被害は全壊 3,026 棟 (3,548 世帯)、半壊 3,233 棟 (3,892 世帯)、一部損壊 4,325 棟 (4,948 世帯) にのぼり、町内のほとんど (98%)の住家(世帯)が被害を受けた。(平成 31 年 3 月 31 日時点)



【前震】

2016年4月14日21時26分(平成28)熊本地方

N32° 44.5' E130° 48.5' H:11km M:6.5

【本震】

2016年4月16日1時25分(平成28) 熊本地方

N32° 45.2' E130° 45.7' H:12km M:7.3

また、国道 443 号や県道 28 号などの幹線道路の寸断や電気、水道、ガスなどのライフラインの停止など、町民の生活を支えるインフラに甚大な被害が発生した(停電約 11,200件、ガス供給停止 195 件:都市ガス、断水約 11,000件)。

さらに、農業施設や農道等も大きな被害を受けた。

なお、活発な余震活動も加わり、町が開設した避難所には、最大で16,050人(町人口の約半数。平成28年4月17日時点)が避難。さらに、避難所以外の施設への避難や、商業施設の駐車場・公園・グランド等での車中避難、自宅の軒先への避難が発生し、頻発する余震活動の影響から避難所の開設期間は長期化した。(発災から平成28年10月31日まで開設)

このように被害が甚大であったため、地震発生直後の平成28年4月14日に、益城町に 災害救助法が適用され、同月25日には激甚災害、同月28日には全国で4例目の特定非常 災害に指定された。

③ 地震被害の想定

県において、平成23年に発生した東日本大震災を踏まえ、県内で起こりうる最大クラスの地震の規模を推計し、各種被害の全体像の把握を行うことを目的として、被害の推計を行っている。(対象:熊本県への被害が大きいとされる次の断層帯)

							E 11 Mc E W	
	1	項目	布田川・日奈久断層帯	別府・万年山断層帯	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群	南海トラフ
			中部·南西部連動型				南東部単独	最大値
	()	注1)	(注5)	(注5)				
	5048#	規模	マグニチュード7.9	マグニチュード7.3	マグニチュード7.1	マグニチュード7.0	マグニチュード7.1	マグニチュード9.0
15	gの規模 バタイプ等	タイプ	活断層	活断層	活断層	活断層	活断層	プレート型
~_	グタイプ寺	県内の最大想定震度	震度7	震度6強	震度7	震度6強	震度6弱	震度6弱
地震		津波高(TP.m)	3.4 TP.m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	3.5 TP.m	3.8 TP.m
津 津	支	津波波高(m)	1.2 m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	1.4 m	2.0 m
_								
		計	28,000 棟	410 棟	5,400 棟	560 棟	11,500 棟	18,900 棟
建		液状化	3,600 棟	230 棟	780 棟	480 棟	1,100 棟	3,300 棟
物	全壊棟数	揺れ	11,700 棟	160 棟	4,300 棟	50 棟	10 棟	20 棟
被	王塚傑叙	急傾斜地崩壊	250 棟	10 棟	20 棟	10 棟	- 棟	30 棟
害		津波	12,400 棟	対象外(注2)棟	対象外(注2)棟	対象外(注2)棟	10,300 棟	15,500 棟
_		地震火災	120 棟	10 棟	270 棟	10 棟	- 棟	50 棟
般		計	82.300 棟	1,400 棟	11,400 棟	1.200 棟	40,900 棟	55,900 棟
建						.,		
物	>14 4 + 444	液状化	5,300 棟	350 棟	1,200 棟	720 棟	1,700 棟	5,000 棟
~	半壊数	揺れ	37,500 棟	1,000 棟	10,200 棟	430 棟	470 棟	3,200 棟
		急傾斜地崩壊	540 棟	30 棟	30 棟	10 棟	- 棟	70 棟
		津波	39,000 棟	対象外(注2)棟	対象外(注2)棟	対象外(注2)棟	38,700 棟	47,600 棟
建物	勿被害	全壊棟数	20 棟	- 棟	- 棟	- 棟	10 棟	20 棟
	難施設)	半壊棟数	100 棟	- 棟	10 棟	- 棟	70 棟	100 棟
		大被害(落橋・倒壊)	50 橋	10 橋	40 橋	- 橋	- 橋	- 橋
交	道路	中小被害(亀裂・損傷)	110 橋	10 橋	70 橋	- 橋	- 橋	- 橋
通		浸水道路延長	1,000 km	0 km	0 km	0 km	930 km	1,100 km
物・			10 橋	- 橋	- 橋	- 橋	- 橋	- 橋
的輸	64.V *	大被害(落橋・倒壊)						
被送害施	鉄道	中小被害(亀裂・損傷)	40 橋	- 橋	- 橋	- 橋	- 橋	- 橋
害施設		浸水鉄道延長	20 km	0 km	0 km	0 km	20 km	30 km
IIX	漁港・港湾	(漁港)被害岸壁数	540 岸壁	- 岸壁	- 岸壁	40 岸壁	40 岸壁	未算出(注3)岸壁
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(港湾)被害岸壁数	280 岸壁	- 岸壁	- 岸壁	30 岸壁	20 岸壁	未算出(注3)岸壁
	上水道	断水人口(発災直後)	789,800 人	16,000 人	50,400 人	9,700 人	16,400 人	未算出(注3)人
	工小道	浸水施設数	30 施設	0 施設	0 施設	0 施設	20 施設	30 施設
		支障人口	28,200 人	550 人	3,100 人	250 人	2,100 人	15,200 人
=	下水道	浸水施設数	20 施設	0 施設	0 施設	0 施設	20 施設	20 施設
1		停電軒数	61,500 軒	810 軒	7,700 軒	790 軒	23,700 軒	37,600 軒
フ	電力	浸水施設数	- 施設	0 施設	0 施設	0 施設	- 施設	- 施設
🤊		不通回線数	1,100 本	20 本	300 本	20 本	430 本	700 本
1	電話·通信							
_		浸水施設数	20 施設	0 施設	0 施設	0 施設	10 施設	20 施設
	都市ガス	供給停止戸数	25,100 戸	- 戸	- 戸	- 戸	- 戸	- 戸
		浸水施設数	- 施設	0 施設	0 施設	0 施設	- 施設	- 施設
	LPガス	供給停止戸数	1,800 戸	40 戸	200 戸	- 戸	10 戸	40 戸
災害	廃棄物の発	生量	5,502,100 t	82,200 t	620,300 t	74,900 t	2,562,200 t	3,755,300 t
危险	食物・	被災施設数	- 施設	- 施設	- 施設	- 施設	- 施設	- 施設
コン	ビナート施設	浸水施設数	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
		計	960 人	10 人	300 人	- 人	110 人	120 人
		出れ	730 人	10 人	280 人	- 人	- 人	- 人
	死者数	急傾斜地崩壊	20 人	- 人	- 人	- <u>- </u> 人		
	70 E XX						- 人 110 上	- 人
		津波	140 人	対象外(注2)人	対象外(注2)人	対象外(注2)人	110 人	120 人
		地震火災	70 人	- 人	20 人	- 人	- 人	- 人
		計	4,700 人	60 人	750 人	10 人	1,300 人	1,800 人
死				1	740 人	10 1	- 人	- 人
傷		揺れ	3,200 人	60 人	740 人	10 人	- 人	
人者	重傷者数	揺れ 急傾斜地崩壊	3,200 人	60 人	- 人	- 人	- A	- 人
	重傷者数	急傾斜地崩壊	20 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人
的数	重傷者数	急傾斜地崩壊	20 人 1,500 人	- 人 対象外 (注2) 人	- 人 対象外 (注2) 人	- 人 対象外 (注2) 人	- 人 1,300 人	- 人 1,800 人
被	重傷者数	急傾斜地崩壊 津波 地震火災	20 人 1,500 人 10 人	- 人 対象外 (注2) 人 - 人	- 人 対象外 (注2) 人 - 人	- 人 対象外 (注2) 人 - 人	- 人 1,300 人 - 人	- 人 1,800 人 - 人
的被害	重傷者数	急傾斜地崩壊 津波 地震火災 計	20 人 1,500 人 10 人 22,700 人	- 人 対象外 (注2) 人 - 人 380 人	- 人 対象外 (注2) 人 - 人 2,900 人	- 人 対象外 (注2) 人 - 人 70 人	- 人 1,300 人 - 人 3,500 人	- 人 1,800 人 - 人 5,700 人
被		急傾斜地崩壊 津波 地震火災 計 揺れ	20 人 1,500 人 10 人 22,700 人 19,200 人	- 人 対象外 (注2) 人 - 人 380 人 380 人	- 人 対象外 (注2) 人 - 人 2,900 人 2,900 人	- 人 対象外 (注2) 人 - 人 70 人	- 人 1,300 人 - 人 3,500 人 240 人	- 人 1,800 人 - 人 5,700 人 1,300 人
被	重傷者数	急傾斜地崩壊 津波 地震火災 計	20 人 1,500 人 10 人 22,700 人 19,200 人 30 人	- 人 対象外 (注2) 人 - 人 380 人 380 人 - 人	- 人 対象外 (注2) 人 - 人 2,900 人 2,900 人 - 人	- 人 対象外 (注2) 人 - 人 70 人 70 人	- 人 1,300 人 - 人 3,500 人 240 人	- 人 1,800 人 - 人 5,700 人 1,300 人 - 人
被		急傾斜地崩壊 津波 地震火災 計 揺れ	20 人 1,500 人 10 人 22,700 人 19,200 人	- 人 対象外 (注2) 人 - 人 380 人 380 人	- 人 対象外 (注2) 人 - 人 2,900 人 2,900 人	- 人 対象外 (注2) 人 - 人 70 人	- 人 1,300 人 - 人 3,500 人 240 人	- 人 1,800 人 - 人 5,700 人 1,300 人
被		急傾斜地崩壊 津波 地震火災 計 揺れ 急傾斜地崩壊	20 人 1,500 人 10 人 22,700 人 19,200 人 30 人	- 人 対象外 (注2) 人 - 人 380 人 380 人 - 人	- 人 対象外 (注2) 人 - 人 2,900 人 2,900 人 - 人	- 人 対象外 (注2) 人 - 人 70 人 70 人	- 人 1,300 人 - 人 3,500 人 240 人	- 人 1,800 人 - 人 5,700 人 1,300 人 - 人
被	負傷者数	急傾斜地崩壊 津波 地震火災 計 揺れ 急傾斜地崩壊 津波	20 人 1,500 人 10 人 22,700 人 19,200 人 30 人 3,500 人	- 人 対象外 (注2) 人 - 人 380 人 380 人 - 人 対象外 (注2) 人	- 人 対象外 (注2) 人 - 人 2,900 人 2,900 人 - 人 対象外 (注2) 人	- 人 対象外 (注2) 人 - 人 70 人 70 人 - 人 対象外 (注2) 人	- 人 1,300 人 - 人 3,500 人 240 人 - 人 3,200 人	- 人 1,800 人 - 人 5,700 人 1,300 人 - 人 4,400 人
被害	負傷者数災害時要援	急傾斜地崩壊 津波 地震火災 計 揺れ 急傾斜地崩壊 津波 地震火災	20 人 1,500 人 10 人 22,700 人 19,200 人 30 人 3,500 人 20 人	- 人 対象外 (注2) 人 - 人 380 人 380 人 - 人 対象外 (注2) 人 - 人	- 人 対象外 (注2) 人 - 人 2,900 人 2,900 人 - 人 対象外 (注2) 人 10 人 140 人	- 人 対象外 (注2) 人 - 人 70 人 70 人 - 人 対象外 (注2) 人 - 人	- 人 1,300 人 - 人 3,500 人 240 人 - 人 3,200 人 - 人	- 人 1,800 人 - 人 5,700 人 1,300 人 - 人 4,400 人
被害	負傷者数	急傾斜地崩壊 津波 地震火災 計 揺れ 急傾斜地崩壊 津波 地震火災 護者の死者数(注4) 避難生活者数	20 人 1,500 人 10 人 22,700 人 19,200 人 30 人 3,500 人 20 人 420 人	- 人 対象外 (注2) 人 - 人 380 人 380 人 - 人 対象外 (注2) 人 - 人 10 人 3,400 人	- 人 対象外 (注2) 人 - 人 2,900 人 2,900 人 - 人 対象外 (注2) 人 10 人 140 人 15,100 人	- 人 対象外 (注2) 人 - 人 70 人 70 人 - 人 対象外 (注2) 人 - 人 - 人	- 人 1,300 人 - 人 3,500 人 240 人 - 人 3,200 人 - 人 50 人	- 人 1,800 人 - 人 5,700 人 1,300 人 - 人 4,400 人 - 人 50 人
被害避難	負傷者数災害時要援	急傾斜地崩壊 津波 地震火災 計 揺れ 急傾斜地崩壊 津波 地震火災 護者の死者数(注4)	20 人 1,500 人 10 人 22,700 人 19,200 人 30 人 3,500 人 20 人	- 人 対象外 (注2) 人 - 人 380 人 380 人 - 人 対象外 (注2) 人 - 人	- 人 対象外 (注2) 人 - 人 2,900 人 2,900 人 - 人 対象外 (注2) 人 10 人 140 人	- 人 対象外 (注2) 人 - 人 70 人 70 人 - 人 対象外 (注2) 人 - 人	- 人 1,300 人 - 人 3,500 人 240 人 - 人 3,200 人 - 人	- 人 1,800 人 - 人 5,700 人 1,300 人 - 人 4,400 人 - 人

⁽注1) ここでは、冬の夜(午前5時)、風速11m/秒の際の被害を記載。

(令和元年度熊本県地域防災計画から抜粋)

⁽注2) 別府・万年山断層帯、人吉盆地南縁断層、出水断層帯では、津波による被害は想定対象としていない。

⁽注3) 被害想定に必要な条件が中央防災会議より公表されなかったので算定していない。

⁽注4) 災害時要援護者の死者数は全体の内数である。

⁽注5) 布田川・日奈久断層帯 中部・南西部連動型と、別府・万年山断層帯では、項目ごとに被害が最大となるケースの被害数を記載している。

⁽注6) 地震・津波被害想定は、想定した地震や津波が発生すると、どのような被害が発生するか確率、統計や過去のデータから推定したものである。

第3章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

(1) 想定する自然災害(リスク)

本計画においては、第2章で示した本町の地域特性及び過去に発生した災害を踏まえ、 本町に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とする。

(2) 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

国の基本計画においては、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして45の「起きてはならない最悪の事態」が設定されているが、本町の地域特性を考慮して、8つの「事前に備えるべき目標」と、36の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき 目標	起きてはならない最悪の事態		
	1-1	大規模地震等による建物・交通施設等の大規模倒壊による死傷者の発生	
1 大規模自然災	1-2	大規模地震等による住宅密集地における火災による死傷者の発生	
害が発生したとき でも人命の保護が 最大限図られる	1-3	台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生	
	1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、 後年度にわたり脆弱性が高まる事態	
	1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
2 大規模自然災	2-2	避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援 機能の麻痺	
害発生直後から救 助・救急、医療活	2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要	2-4	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶 による救助・救急活動の麻痺	
な対応を含む) 	2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	
	2-6	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足	

	2-7	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-8	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災 害発生直後から必 要不可欠な行政機 能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災 害発生直後から必 要不可欠な情報通	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
信機能は確保する	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態
	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
5 大規模自然災 害発生後であって も、経済活動(サ	5-2	農地や農業用施設等の大規模な被災による農林業の競争力の低下
プライチェーンを 含む)を機能不全 に陥らせない	5-3	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
	5-4	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災	6-1	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
害発生後であって も、生活・経済活 動に必要最低限の 電気、ガス、上下	6-2	上下水道等の長期間にわたる供給停止
水道、燃料、交通ネットワーク等を	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
確保するととも	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
に、これらの早期 復旧を図る	6-5	異常渇水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶
7 制御不能な二 次災害を発生させ	7-1	市街地での大規模火災の発生
次災害を発生させない	7-2	沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3	

		ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の 発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出
	7–5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる 事態
8 大規模自然災	8-2	復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精 通した技術者、ボランティア等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる 事態
害発生後であって も、地域社会・経 済が迅速に再建・	8-3	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
回復できる条件を整備する	8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる 事態
	8-5	道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興 が大幅に遅れる事態

2 脆弱性評価結果

36 の「起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)」ごとに、本町が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析し、次のとおり脆弱性評価を行った。

(1) 評価結果のポイント

① ハード整備とソフト施策を適切に組み合わせた総合的な防災体制整備が必要

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、施策の実施や効果の発現までに時間を要すること、実施主体の財源に限りがあること等を踏まえ、迅速な避難体制整備や啓発、訓練などのソフト対策を適切に組み合わせて、総合的な防災体制を整備する必要がある。

② 代替性・多重性 (リダンダンシー) の確保等が必要

本町に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害に備えるためには、個々の施設の耐災性をいかに高めても万全とは言えない。特に、行政や情報通信、交通インフラ等の分野においては、一旦そのシステム等が途絶えると、その影響は甚大である。

そのため、バックアップとなる施設や仕組みなど、代替性・多重性(リダンダンシー)を確保するとともに、業務継続計画(BCP)等に基づく業務継続体制を整備する必要がある。

③ 国、県、他市町村、他都道府県、防災関係機関との平時からの連携が必要

強靭化に向けた取組みの実施主体は、国、県、市町村、防災関係機関、民間事業者、N PO、町民など多岐にわたっており、施策を着実に推進するためには、各主体が連携して対応することが重要であり、日頃の訓練や情報共有・連絡調整等を通じ、実効性を確保する必要がある。

また、大規模災害時は、町内だけでの対応では不十分であり、大規模災害に備え、県及び他市町村の連携だけでなく、平時から国や他都道府県や民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備する必要がある。

④ 自助・共助・公助の適切な組み合わせと官民の連携が必要

災害の規模が大きくなれば、警察、消防、自衛隊等の実働機関や県・市町村だけでは対 応が行き届かない部分が生じるため、自助や共助との連携が不可欠である。

また、個々の施策の実施主体は、県・市町村だけでなく、民間事業者、NPO、県民など多岐にわたるが、特に大規模災害時においては、民間事業者やNPO等との連携が必要であり、平時から連携体制を構築しておく必要がある。

⑤ 特性を踏まえた土地利用の適正化が必要

平成24年の熊本広域大水害や平成28年熊本地震をはじめ、全国的に大規模災害が頻発する中、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る必要がある。

⑥ 町域を越える大規模災害に備え、幹線道路ネットワークの充実・強化が必要

東日本大震災により、複数の県に跨るような広域的な災害対応の必要性が認識され、九州においても南海トラフ地震が発生した場合、宮崎県、大分県を中心として広範囲かつ甚大な被害が想定されている。

熊本県では、阿蘇くまもと空港が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月中央防災会議幹事会)の中で、大規模な広域防災拠点に選定された。

このようなことも踏まえ、本町としても他自治体からの応援を迅速に受け入れられるよう、また、他自治体への支援を迅速に実施できるよう、さらには熊本県が広域防災拠点としての役割を担っていけるよう、他市町村への救援ルートとなる幹線道路ネットワークの充実・強化を促進する必要がある。

(2) 各項目の評価結果

1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊よる死傷者の 発生

(住宅の耐震化)

○ 本町の住宅の耐震化率は全国平均を上回っているが、大規模地震時の住宅倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化をさらに促進する必要がある。

(宅地の耐震化)

○ 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、宅地の耐震化を促進する必要がある。

(家庭・事業所における地震対策)

○ 大規模地震時には家屋等の倒壊だけでなく、家具や備品の転倒等により人的被害が拡大 するおそれがあることから、各家庭や事業所において、身の回りの地震対策を進める必 要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化)

○ 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができない おそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する 必要がある。

(防災訓練の実施)

○ 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)

○ 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(過去の教訓や経験の伝承)

○ 大規模災害の発生から時間が経過するにつれ、災害に対する住民の記憶が風化し、事前 の備え等の重要性に関する認識が希薄になるおそれがあることから、災害の記憶や教訓 を後世に伝えていく必要がある。

(公共建築物、学校施設の耐震化)

○ 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設及び学校施設の倒壊、天井や空調設備など非構造部材の破損等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、公共建築物等の耐震化を促進する必要がある。

(不特定多数の者が利用する建築物の耐震化)

○ 大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化を促進する必要がある。

1-2 大規模地震等による住宅密集地における火災による死傷者の発生

(住宅密集地における火災の拡大防止)

○ 大規模地震時、市街地などの住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・ 事業所等における防火啓発等を進める必要がある。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) (再掲)

○ 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

1-3 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

(浸水被害の防止に向けた河川整備等)

○ 大規模風水害時の河川氾濫等により広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、計画的に河川整備を進めるとともに、逃げ遅れ防止等の対策を実施する必要がある。

(円滑な避難のための道路整備)

○ 台風や集中豪雨時、道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、浸水しにくく、円滑な避難に資する道路の整備が必要である。

(避難勧告等の適切な発令)

○ 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、避難勧告を適切に発 令する必要がある。

(事前予測が可能な災害への対応)

○ 大雨・台風等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) (再掲)

○ 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(災害対応業務の標準化・共有化) (再掲)

○ 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができない おそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する 必要がある。

(防災訓練の実施) (再掲)

○ 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

1-4 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態

(山地・土砂災害対策の推進)

○ 集中豪雨等による大規模な土砂災害により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、 治山・砂防施設の整備や土砂災害警戒区域等の指定など、山地・土砂災害対策を進める 必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化) (再掲)

○ 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができない おそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する 必要がある。

(防災訓練の実施) (再掲)

○ 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) (再掲)

○ 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(避難勧告等の適切な発令) (再掲)

○ 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、避難勧告を適切に発 令する必要がある。

(通信手段の機能強化)

○ 大規模災害時、通信施設が被災し、県と国等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

(避難行動要支援者対策の推進)

○ 大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるお それがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必要がある。

(情報伝達体制の整備と地域の共助)

○ 大規模災害時、地域へ災害情報が迅速に伝達されず、人的被害が拡大するおそれがある ことから、情報伝達体制の整備と地域における共助の充実を図る必要がある。

(学校の災害対応の機能向上)

○ 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校内での情報連絡体制及び児童生徒が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。

(事前予測が可能な災害への対応) (再掲)

○ 大雨・台風等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(家庭や事業所における備蓄の促進)

○ 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

(町での備蓄の推進)

○ 大規模災害時、道路寸断等により被災地外から長期間にわたり物資が供給されず、家庭 や事業所における備蓄だけでは食料等が不足するおそれがあることから、町において必 要な備蓄を行う必要がある。

(民間企業・他都道府県・国等と連携した食料等の供給体制の整備)

○ 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊する ことにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけで は食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加 え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要 がある。

(水道施設の耐震化等)

○ 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した飲料水の供給を確保する必要がある。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備)

○ 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止 するおそれがあるため、本町と他自治体を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化が必 要である。

2-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

(避難所の体制整備)

○ 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の開設や運営が困難 となるおそれがあることから、発災後、被災者が速やかに避難し安心して生活できるよ う、平時から体制を整備する必要がある。

(避難所等の保健衛生・健康対策)

○ 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

(福祉避難所の円滑な運営)

○ 大規模災害時、福祉避難所の運営に関し、一般の避難者の受入等により、福祉避難所が その機能を発揮できないおそれがあることから、平時から福祉避難所の運営が確保でき る体制を構築する必要がある。

(指定避難所以外の被災者の把握体制)

○ 大規模地震時、建物内への避難に対する恐怖感やプライバシー確保等を理由として車中 泊者が多数発生するおそれがあることから、車中泊者など指定避難所以外の被災者を想 定した対策が必要である。

(エコノミークラス症候群の予防)

○ 大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により 死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立集落に対する県等と連携した取組み)

○ 大規模災害発生に伴う道路等の寸断により孤立集落が発生し、家庭や医療機関、避難所等に支援物資が適切に届かない事態や救急搬送ができない事態が発生するおそれがあることから、県等と連携した孤立集落対策に取り組む必要がある。

(孤立集落の発生防止に向けた道路整備)

○ 大規模災害時、道路寸断により多数の孤立集落が発生するおそれがあるため、各地域や 集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

(防災拠点等への再エネ設備等の導入)

○ 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所 の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必 要がある。

(自主防災組織の活動の強化)

○ 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、 発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

(孤立集落発生の防止)

○ 台風や集中豪雨等による山地・土砂災害や浸水等により多数の孤立集落が発生するおそれがあることから、速やかな排水を行うための農業用排水施設の整備・維持管理や、治山施設、保安林及び砂防施設の整備が必要である。

2-4 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途 絶による救助・救急活動の麻痺

(消防施設の耐災性の強化)

○ 大規模災害時、消防施設の被災・倒壊等により、円滑な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、地域における救助・救急、消火活動の拠点である消防施設の耐災性を強化する必要がある。

(消防の災害対処能力の強化)

○ 大規模災害時、救助・救急、消火活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に救助・救急活動及び消火活動を実施するため、災害時の対処能力を強化する必要がある。

(県内消防応援隊の活用)

○ 被災地の消防本部だけでは十分な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、県内の他消防本部からの支援体制の推進、充実を行う必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化) (再掲)

○ 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができない おそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する 必要がある。

(消防団における人員、資機材の整備促進)

○ 消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

(自主防災組織の活動の強化) (再掲)

○ 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、 発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

(救助・救急ルートの確保に向けた道路整備)

○ 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急活動が停滞するおそれがある ため、本町と他自治体を結ぶ道路網の充実・強化が必要である。

2-5 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(エネルギー供給に向けた道路整備)

○ 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給が停止するおそれがあるため、本町と他自治体を結ぶ道路網の充実・強化が必要である。

2-6 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への飲料水・食料等の供給不足

(災害時の帰宅困難者の支援体制の整備)

○ 大規模災害の発生に伴う道路や線路、輸送設備等の破損により公共交通機関が途絶し、 多数の帰宅困難者等が発生するおそれがあることから、帰宅困難者等それらへの支援が 行われる体制を整備する必要がある。

(公共交通機関に係る情報体制の整備)

○ 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。

2-7 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備)

○ 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により医療活動の支援が停滞するおそれがある ため、本町と他自治体を結ぶ道路網の確保が必要である。

2-8 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

(感染症の発生・まん延防止)

○ 大規模災害時、浸水被害等により、感染症の発生・まん延のおそれがあることから、平時から感染症予防体制を構築する必要がある。

(避難所等の保健衛生・健康対策) (再掲)

○ 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

(エコノミークラス症候群の予防)

○ 大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により 死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

(生活用水の確保)

○ 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

(下水道BCPの充実)

○ 大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に 発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることが できる体制を平時から構築する必要がある。

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点施設等の耐災性の強化)

○ 大規模災害時の防災拠点施設の被災により行政機能が大幅に低下し、応急対策や救助活動等が停滞するおそれがあるため、庁舎等の防災拠点施設等の耐災性を強化する必要がある。

(業務継続可能な体制の整備)

○ 大規模災害時には災害対応業務が大量かつ長期間発生するおそれがあるとともに、庁舎 や職員の被災、又はライフラインの停止等により、業務の継続が大幅に制限されるおそ れがあることから、大規模災害時にも業務継続可能な体制を整える必要がある。

(学校における業務のスリム化とBCPの策定)

○ 大規模災害時、学校においては、避難所指定の有無に関わらず多くの住民の避難が予想され、学校の運営と膨大な災害対応業務を並行して実施せざるを得ない状況となり、学校現場が混乱するおそれがあることから、平時から災害時の対応や体制を整備しておく必要がある。

(発災直後の職員参集及び対応体制の整備)

○ 大規模災害時に、職員や家族の被災のほか、道路の寸断、公共交通機関の停止や交通渋滞などで、職員が職場に参集できないことにより、災害時の初動対応に支障を来すおそれがあることから、職員の参集体制及び災害対応体制を整備する必要がある。

(受援体制の構築)

○ 大規模災害時、平常時の人員体制では、多種多様かつ膨大な応急対応業務について、状況に即した対応ができないおそれがあるため、他県及び県内の自治体からの受援の体制整備の充実を図る必要がある。

(防災訓練の実施) (再掲)

○ 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(職員の安全確保に関する意識啓発)

○ 災害時に職員が死傷し、迅速かつ適切な災害対応ができない事態が懸念されることから、職員自身が危機管理意識や災害対応能力を身につける必要がある。

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進)

○ 大規模災害時、電力供給の途絶により情報通信が停止することによって、迅速かつ適切な災害応急活動ができないおそれがあることから、防災活動の拠点となる施設等においては、災害時においても情報通信体制を確保できる体制を整える必要がある。

(通信手段の機能強化) (再掲)

○ 大規模災害時、通信施設が被災し、県と国等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) (再掲)

○ 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(通信手段の機能強化) (再掲)

○ 大規模災害時、通信施設が被災し、県と国等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

(事業者におけるBCP策定促進)

○ 大規模災害時、多くの事業者が被災し、業務再開まで時間を要することによりサプライチェーンの寸断等が発生し、様々な町内産業の競争力が低下するおそれがあることから、事業者が中核事業を継続又は早期再開できるよう、町内事業者の事業継続計画(BCP)策定を促進する必要がある。

(金融機関や商工団体等との連携)

○ 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) (再掲)

○ 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止 するおそれがあるため、本町と他自治体を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化が必 要である。

(道路情報の迅速かつ正確な提供)

○ 大規模災害時の道路情報の不足により物資輸送等が停滞するおそれがあるため、災害時 の道路情報等を迅速かつ正確に伝える設備及び体制を整備する必要がある。

5-2 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

(農地・農業用施設の保全)

○ 地震や豪雨等により農地や農業用施設が被災することで、生産力が大きく低下するおそれがあることから、農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図る必要がある。

(災害時の集出荷体制の構築)

○ 大規模災害時のカントリーエレベータ、ライスセンター、野菜・果樹等の集出荷施設や 農道・林道等の被災により、農作物や木材、特用林産物の出荷等が停止するおそれがあ るため、施設等の機能が停止した場合の出荷体制を確保する必要がある。

(農業施設の耐候性等の強化)

○ 大規模災害時の農業施設の被災により、本町で盛んな施設園芸の競争力が低下するおそれがあるため、安定した生産・出荷体制の整備が必要である。

(共済加入の促進)

○ 降灰や風水害などにより、農作物などが被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがある ことから、農業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する必要がある。

5-3 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの確保に向けた道路整備)

○ 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により交通ネットワークの一部が停止するおそれがあるため、本町と他自治体を結ぶ道路網の充実・強化を図る必要がある。

5-4 食料等の安定供給の停滞

(民間企業・他都道府県・国等と連携した食料等の供給体制の整備) (再掲)

○ 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊する ことにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけで は食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加 え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要 がある。

(家庭や事業所における備蓄の促進) (再掲)

○ 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) (再掲)

○ 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止 するおそれがあるため、本町と他自治体を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化が必 要である。

6-1 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

(防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化)

○ 大規模災害時、電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないお それがあることから、電力事業者との大規模災害を想定した連携体制を構築しておく必 要がある。

(防災拠点等への再エネ設備等の導入) (再掲)

○ 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化等) (再掲)

○ 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。

(応急給水体制の整備)

○ 大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

(生活用水の確保) (再掲)

○ 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

(上水道BCPの策定) (水道課)

○ 大規模災害時、上水道施設の被災による供給の長期停止により、住民生活に深刻な影響 を及ぼすおそれがあることから、停止期間を短縮する必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設等の耐震等)

○ 大規模災害時、下水道施設等の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあることから、下水道施設の耐震化等を促進するとともに、機能停止時に代替策を 実施する体制を整備する必要がある。

(浄化槽の整備等)

○ 大規模災害時、浄化槽の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあるため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換や災害時における早期復旧を図る必要がある。

(下水道BCPの充実) (再掲)

○ 大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に 発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることが できる体制を平時から構築する必要がある。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(公共交通機関に係る情報体制の整備) (再掲)

○ 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。

(地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備)

○ 大規模災害時、道路寸断により地域交通ネットワークが分断されるおそれがあるため、 各地域や集落間を結ぶ道路の充実・強化が必要である。

6-5 異常渇水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

(応急給水体制の整備) (再掲)

○ 大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

7-1 市街地での大規模火災の発生

(住宅密集地における火災の拡大防止) (再掲)

○ 大規模地震時、市街地などの住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・ 事業所等における防火啓発等を進める必要がある。

(消防の災害対処能力の強化)

○ 大規模災害時、救出・救助活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に救出・救助活動及び消火活動を実施するため、災害時の対処能力を強化する必要がある。

(県内消防応援隊の活用) (再掲)

○ 被災地の消防本部だけでは十分な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、県内の他消防本部からの支援体制の推進、充実を行う必要がある。

(消防団における人員、資機材の整備促進) (再掲)

○ 消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

7-2 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(沿道建築物の耐震化、通行空間の確保)

○ 大規模地震時、避難路等の沿道建築物等の倒壊により死傷者が発生するとともに、円滑な避難や救助活動、支援物資の輸送等が困難になるおそれがあるため、沿道建築物の耐震化等を進める必要がある。

(被災建築物等の迅速な把握)

○ 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅 速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。

7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の 発生

(農業用ため池等の維持管理・更新)

○ 大規模災害時に、農業用ため池等の漏水や溢水により堤体が決壊し、下流域に洪水被害が生じるおそれがあるため、農業用ため池等の安全性の確保が必要である。

(道路防災施設の維持管理・更新)

○ 大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害により、人的被害が拡大するおそれがあるため、道路防災施設の安全性の確保が必要である。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の流出対策等)

○ 大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれが あることから、平時から有害物質に係る情報共有や関係機関との連携が必要である。

(アスベスト対策)

○ 吹付アスベスト等飛散性の高いアスベスト建材が使用された建築物の被災によるアスベストの露出及び建築物の解体工事による周辺へのアスベストの飛散が懸念されることから、あらかじめ防止対策を講じる必要がある。

(NBC災害に対応する資機材の整備)

○ 大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、核、生物、化学物質による特殊災害(NBC災害)への対応体制を整備する必要がある。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農業生産基盤の整備及び保全管理)

○ 耕作放棄地の増加など農地等の荒廃により、国土保全や洪水防止などの多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、農業生産基盤の保全等が必要である。

(鳥獣被害対策の推進)

○ 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、鳥獣被害の防止を図る必要がある。

(適切な森林整備の推進)

○ 台風や集中豪雨等により、森林及びその下流域において山地崩壊等による被害が発生するおそれがあるため、適切な森林整備を推進する必要がある。

(山地・土砂災害対策の推進)

○ 森林の荒廃により土砂の崩壊や流出などの山地災害を防止する機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、治山・砂防施設等の整備を進める必要がある。

(中山間地域の振興)

○ 農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、国土保全や美しい景観の維持、水源かん養等の環境保全など多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を図る必要がある。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理体制等の構築)

○ 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復 旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、あらかじめ災害時の廃棄物処理や損壊 家屋の撤去に備える必要がある。

8-2 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる 事態

(学校における人材の育成)

○ 大規模災害時、防災や避難所運営等に関する専門的な知識や実践的な対応力を備えた教職員の不足により、災害時の対応が円滑にできないおそれがあるため、専門的知識を有する人材の確保が必要である。

(災害ボランティアとの連携)

○ 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

(罹災証明書の速やかな発行)

○ 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

(被災建築物等の迅速な把握) (再掲)

○ 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅 速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。

(被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備)

- 大規模災害時、文化財の被害調査・復旧を担う人材不足により、文化財の廃棄・散逸の おそれがあるため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要である。
- 大規模災害後、復興に向けた住宅等の建替え等の増大により、埋蔵文化財発掘調査業務が急増し対応できないおそれがあるため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要である。

8-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

(罹災証明書の速やかな発行) (再掲)

○ 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

(応急仮設住宅の迅速な提供)

○ 大規模災害後、建設型仮設住宅の建設地の選定及び借上型仮設住宅の制度協議に時間を要し、住家を失った被災者の一時的な住まいの確保に支障を来すおそれがあることから、平時から建設型仮設住宅の建設候補地の検討が必要である。

(地籍調査の実施)

○ 土地境界が不明確であると、関係する土地の境界復元に時間を要し、被災者の生活再建 が大幅に遅れるおそれがあることから、地籍調査の促進を図る必要がある。

(災害ボランティアとの連携) (再掲)

○ 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

(相談体制の整備)

○ 大規模災害時に、生活面に対する不安等から将来への希望を失うことが懸念されること から、町民からの各種相談に対応する必要がある。

(金融機関や商工団体等との連携) (再掲)

○ 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる 事態

(地域における共助の推進)

○ 大規模災害時、様々な要因により各地域で災害対応が迅速に実施されず、人的被害が拡 大するおそれがあることから、地域における共助の充実を図る必要がある。

(自主防犯・防災組織等のコミュニティカの強化)

○ 大規模災害時、住民同士の交流等が希薄な地域のコミュニティの崩壊が懸念されること から、自主防犯・防災組織等の地域コミュニティ力の強化を図る必要がある。

(地域と学校の連携)

○ 大規模災害時、地域と学校との連携不足により避難所運営が混乱するおそれがあること から、平時から学校の地域におけるコミュニティ力の強化を図る必要がある。

(地域コミュニティの維持)

○ 大規模災害により、地域活動の縮小・休止等によるコミュニティの機能が低下し、当該 地域の復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、平時から地域コミュニティの 維持や活性化を図るとともに、一時的に地域コミュニティが崩れた場合の対応策を講じ ておく必要がある。

(消防団における人員、資機材の整備促進) (再掲)

○ 消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

8-5 道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(迅速な復旧・復興に向けた道路整備)

○ 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、 本町と他自治体を結ぶ道路網の充実・強化が必要である。

(地籍調査の実施) (再掲)

○ 土地境界が不明確であると、関係する土地の境界復元に時間を要し、被災者の生活再建 が大幅に遅れるおそれがあることから、地籍調査の促進を図る必要がある。

8-6 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復 興が大幅に遅れる事態

(浸水対策、流域減災対策)

○ 大規模災害時の広域地盤沈下や堤防の倒壊等による浸水被害の発生により、復旧・復興 が大幅に遅れるおそれがあるため、浸水を防止する対策が必要である。

第4章 強靭化の推進方針

本町は、第2章に示したとおり、地理的・地形的に大雨が発生しやすく、台風接近・上陸の際は突風による被害も発生しやすい。また、熊本地震の原因となった日奈久断層帯、布田川断層帯をはじめ複数の断層帯が存在し、今後も直下型地震が発生する可能性がある。さらに、活火山である阿蘇山が存在し、近年も噴火警戒レベル3(入山規制)の噴火等が発生している。このような本町における災害リスクを踏まえ、第3章に示したとおり、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、当該事態を回避するための取組みの方向性を検討のうえ、今後、以下の施策を推進することとする。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(1-1) 大規模地震等による建物・交通施設等の大規模倒壊による死傷者の発生

(住宅の耐震化)

○ 県の支援制度を活用し、住宅の耐震診断及び耐震改修等を進めるとともに、住宅耐震改修 に対する住民への啓発を行う。

(宅地の耐震化)

○ 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊を防止するため、大規模盛土造成地においては崩落防止対策等を進める。また、発災後の二次被害を防止するため、宅地被害の状況を迅速に把握するための体制整備を進める。

(家庭・事業所における地震対策)

○ 各家庭や事業所における地震対策を進めるため、住家や事業所の耐震化のみならず家具の 固定等、身の回りの安全対策や非常持出品の準備等の重要性について、防災講座等を通じ て意識啓発を図る。また、地震発生時に住民各自が身の安全を確保する行動をとれるよう、 緊急地震速報等を活用した初動対応訓練(シェイクアウト訓練)を実施する。

(災害対応業務の標準化・共有化)

○ 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏ま え、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務 の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(防災訓練の実施)

○ 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、 災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート(全国瞬時警報システム)や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート(災害情報共有システム)、町防災メール等を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 防災情報(水位、雨量、カメラ画像等)を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて住民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや町ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

(過去の教訓や経験の伝承)

○ 大規模災害の記憶や教訓を後世に伝えるため、災害関連資料を収集・整理・保存するデジタルアーカイブの整備及び災害遺構等の適切な保存・管理を行い、それらを活用した防災教育を行う。また、災害の記憶や教訓が、町内のみならず全国の防災力向上に活用されるよう、広く発信する。

(公共建築物、学校施設の耐震化)

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設の倒壊等を防止するため、吊り天井等の非構造 部材も含めた公共建築物の耐震化を着実に進めるとともに、エレベーター等の建築設備の 安全対策や火災警報器等の消防設備の適正な維持管理を促進する。
- 学校、保育所において、幼児・児童・生徒・学生及び教職員等の安全を確保するとともに、 学校施設等を避難所として使用できるよう、校舎や体育館の耐震化及び天井の脱落対策等、 非構造部材も含めた施設・設備の耐震化や防火設備の適切な維持管理を促進する。

(不特定多数の者が利用する建築物の耐震化)

○ 大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊等を防止するため、益城町建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震化の啓発活動や相談対応等を進める。また、耐震診断が義務付けられた民間建築物については、非構造部材も含めた耐震化に向けて、国の制度を活用した財政的な支援を実施する。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所
住宅の耐震化の推進	木造戸建て住宅の耐震化を推進するため、住宅・建築物安	
	全ストック形成事業の推進や町民への啓発活動及び相談	_
	窓口の設置などを行う。	
町職員、住民、防災関係機関の災害対応の習熟及	警察・消防・自衛隊等防災関係機関協力の元、住民参加型	
び連携強化	の総合防災訓練を実施する。	_
公共施設の耐震化・長寿命化	公共施設等総合管理計画の着実な実行により、公共建築物	
	の長寿命化を図りながら、同計画を定期的な検証し、耐震	_
	を強化する等見直しを行う。	

(1-2) 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の 発生

(住宅密集地における火災の拡大防止)

- 大規模火災の危険性が高い住宅密集地の改善を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等を活用し、避難・延焼遮断空間の確保に資する道路・公園等の整備、倒壊・消失の危険性が高い老朽建築物の整備促進等を行い、安全性を優先的に考慮した土地利用を図りながら、災害に強く安全なまちづくりを促進する。
- 大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防炎物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、各消防本部を通じ、普及促進を図る。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) (再掲)

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート(全国瞬時警報システム)や、避難勧告等の情報を広く町民に伝達するLアラート(災害情報共有システム)、町防災メール等を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 防災情報(水位、雨量、カメラ画像等)を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて住民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや町ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所
消防団及び消防署との連携	住宅用火災警報器及び消火器の普及啓発を行う。	_
J アラート、L アラート及びましきメール操作技 術の習熟	県が実施する J アラート、L アラート訓練に参加する。	1-1
情報収集手段の住民への周知と併せ、町ホームページ及びましきメールでの情報発信技術の習熟	ましきメールによる情報発信の習熟については、日常業務 において実践する。	1-1
土地区画整理事業地における公共空地の確保及び整備	木山土地区画整理事業地において、公共空地の確保及び整備を図るため、益城復興事務所と連携した、都市再生整備計画を策定する。	-

(1-3) 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

(浸水被害の防止に向けた河川整備等)

- 大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害の多い河川や、市街化区域 を流下する河川の整備等、ハード対策を重点的に実施する。このため、町下流域の河川の 整備についても、河川管理者に要望する。
- 逃げ遅れ等を防止するため、統合型防災情報システムによる雨量や河川水位等の情報提供 について一層の周知を図り、避難対策に活用する。また、浸水想定区域図を想定し得る最 大規模の洪水に対応するよう見直し、ハザードマップを作成するとともに、当該マップ等 の情報を踏まえ、公共施設や要配慮者利用施設等について、災害リスクの低い安全な土地 利用の検討を促す。
- 内水被害を防止するため、内水排水ポンプ場の整備や、その他のハード対策を重点的に実施する。

(円滑な避難のための道路整備)

○ 道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の耐震化、浸水が予想される箇所での道路嵩上げ等の冠水対策を進める。また、併せて一時避難地の設置を進める。

(避難勧告等の適切な発令)

- 県の防災情報ネットワークシステム等を用いて避難勧告等に必要な情報を収集するとともに、発令方法等についても国のガイドラインに基づき適切に発令できるよう体制を整備する。
- 避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味 や重要性の周知・啓発を進める。

(事前予測が可能な災害への対応)

- 事前予測が可能な大雨・台風、高潮等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理したタイムラインを活用し、適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。
- 大雨等が予想される場合、多くの住民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難するよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) (再掲)

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート(全国瞬時警報システム)や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート(災害情報共有システム)、町防災メール等を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 防災情報(水位、雨量、カメラ画像等)を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて住民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや町ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

(災害対応業務の標準化・共有化) (再掲)

○ 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏ま え、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務 の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(防災訓練の実施) (再掲)

○ 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、 災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所
河川の河道改修及び河川の掘削等	風水害による浸水被害防止に向けた河川整備促進を要望して	
	いく。	_
	木山川 秋津川 赤井川 岩戸川	
1 道路の整備	(国) 443 号 1.2.4	
2 舗装の補修・強化	(主) 熊本益城大津線 1.2.4	
3 橋梁の耐震化・長寿命化	(主) 熊本高森線 1.2.4.5	
4 道路の冠水対策	(一) 益城菊陽 線 1.2.4	
5 道路の無電柱化	(一) 堂園小森線 1.2.4	
6 道路橋梁新設	(一) 益城矢部線 1.2.4	
	(一) 小池竜田線 1.2.4	_
	(町) 農免道線 1.2.4	
	(町) 高速道東線 1.2.4	
	(町)グランメッセ木山線 2	
	(町)都市計画道路 1.2.6	
	橋梁 105 橋	
	(橋梁長寿命化計画に基づいた橋梁修繕等) 3	
避難路の整備	まちづくり協議会からの提案に基づき、復興まちづくり計画策	
• 都市防災総合推進事業	定し、住宅地内における災害時の円滑な避難や緊急車両の走行	_
・小規模住宅地区改良事業	を確保するため、幅員の狭い道路の拡幅を行う。(15 地区、49	_
	箇所)	

(1-4) 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、 後年度にわたり脆弱性が高まる事態

(山地・土砂災害対策の推進)

○ 土砂災害による危険から住民の安全を確保するため、土砂災害警戒区域等の周知を行うと ともに、土砂災害特別警戒区域内に居住する住民の安全な場所への移転を促進する。

(災害対応業務の標準化・共有化)(再掲)

○ 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏ま え、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務 の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(防災訓練の実施) (再掲)

○ 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、 災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所
土砂災害特別警戒区域内からの住宅移転促進	町民に土砂災害特別警戒区域を周知するとともに、土砂災 害による危険から住民の安全を確保するため、土砂災害特 別警戒区域内に居住する住民の安全な場所への移転を促 進する。	-
災害毎のタイムライン策定	台風及び河川水位に基づくタイムラインを策定済み。	1-1
町職員、住民、防災関係機関の災害対応の習熟及 び連携強化	警察・消防・自衛隊等防災関係機関協力の元、住民参加型 の総合防災訓練を実施する。	1-1

(1-5)情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) (再掲)

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信する J アラート(全国瞬時警報システム)や、避難勧告等の情報を広く町民に伝達する L アラート(災害情報共有システム)、町防災メール等を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 防災情報(水位、雨量、カメラ画像等)を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて住民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや町ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

(避難勧告等の適切な発令) (再掲)

○ 県の防災情報ネットワークシステム等を用いて避難勧告等に必要な情報を収集するとともに、発令方法等についても国のガイドラインに基づき適切に発令できるよう体制を整備する。

○ 避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味 や重要性の周知・啓発を進める。

(通信手段の機能強化)

○ 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震 化など通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の 整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化(リダンダンシ ー)を図る。

(避難行動要支援者対策の推進)

○ 避難行動要支援者が着実に避難できるよう、避難行動要支援者名簿の見直しや、個別計画 の策定を行う。

(情報伝達体制の整備と地域の共助)

○ 大規模災害時に、県や各地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、県や 自主防災組織との連携、自主防災組織等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充 実を図る。

(学校の災害対応の機能向上)

- 大規模災害時、児童生徒の身の安全を確保するため、学校内で全教職員への確実な情報伝達がなされる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。
- 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童 生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、児童生徒等の安全確保に 向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

(事前予測が可能な災害への対応) (再掲)

- 事前予測が可能な大雨・台風、高潮等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理したタイムラインを活用し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。
- 大雨等が予想される場合、多くの住民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難するよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当部局
防災行政無線のデジタル化等による、通信手段の	仮設庁舎において防災行政無線のデジタル		危機管理課
多重化	化を整備し、新庁舎に移設することにより継		企画財政課
	続的に多重化を維持する。また、SNS利用	_	総務課
	登録者の増加、避難所への通信体制強化を図		
	る。		
避難行動要支援者名簿の見直し	避難行動要支援者名簿作成が常に最新の情		危機管理課
	報で行えるようにシステムの改修を実施す	_	福祉課
	る。		
自主防災組織の設立支援及び活動支援の実施	設立補助金及び活動支援金を交付すること		危機管理課
	で、訓練開催を容易にし、かつ指導を行う。	_	総務課

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

(2-1)被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(家庭や事業所における備蓄の促進)

○ 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、 必要な食料・飲料水等を確保するため、町民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発 を行い、最低3日分(推奨1週間)の備蓄を促進する。

(町での備蓄の推進)

○ 大規模災害時、多数の被災者に対し食料等の物資供給を迅速に行えるよう、町の備蓄方針 の見直しを検討し、食料や飲料水など、必要な備蓄量を確保する。

(民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備)

○ 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

(他自治体への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備)

○ 大規模災害時に町の備蓄では不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよう、災害時応援協定等により供給体制の多重化、強化を図る。

(国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備)

○ 大規模災害時に国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援 物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、 実効性を強化する。

(水道施設の耐震化等)

○ 水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、市町村等にお

けるアセットマネジメント(長期的視野に立った計画的な資産管理)等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を促進するとともに、水道事業者に対して、国庫補助を活用した施設整備等などを働きかけ、水道施設の耐震化を促進する。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備)

○ 災害時の物資輸送ルートを確保するため、本町と他自治体を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所
町備蓄品の確保	町備蓄倉庫と併せ、町内一円に防災倉庫を配置し、救助用資機	
	材、応急救護資機材、食料等を備蓄する。	_
民間企業団体との災害応援協定の締結	民間企業団体との協定締結数を増加させる	
	(名年度5団体程度:令和元年度末約30団体)	_
1 道路整備	(国) 443 号 1.2	
2 舗装の補修・強化	(主) 熊本益城大津線 1.2	
3 橋梁の耐震化・長寿命化	(主) 熊本高森線 1.2.4	
4 道路の無電柱化	(一) 益城菊陽線 1.2	
5 道路橋梁新設	(一) 堂園小森線 1.2	
	(一) 益城矢部線 1.2	
	(一) 小池竜田線 1.2	
	(町) 農免道線 1.2	
	(町) 高速道東線 1.2	_
	(町) グランメッセ木山線 2	
	(町)府内安永線 1.2	
	(町)東無田櫛島線 1.2	
	(町)広崎田原線 1.2	
	(町) 総合団地線 2	
	(町) 都市計画道路 1.2.5	
	橋梁 105 橋	
	(橋梁長寿命化計画に基づいた橋梁修繕等) 3	

(2-2)避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援 機能の麻痺

(指定避難所等の見直し)

○ 多数の被災者の受け入れが可能となるよう、福祉避難所を含めた指定避難所及び避難場所 の見直しを図る。また、安全な知人・親戚宅への避難や避難地等へ避難ができない場合の 垂直避難、水平避難など、最大限自身の身を守る行動の必要性の啓発を図る。

(指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能強化)

○ 大規模災害時、多数の避難者を受け入れる避難所等を確保するため、避難所等として指定する施設については、非構造部材も含めた耐震化を促進するとともに、給水施設(井戸等)、非常用電源、マンホールトイレをはじめ各種トイレ等の整備を進める。

(指定避難所等の周知徹底)

○ 避難所への円滑な避難が可能となるよう、平時から指定避難所や福祉避難所の場所、福祉 避難所の制度等について周知徹底を図る。

(避難所運営体制の構築)

- 要配慮者への支援、プライバシーの確保など多様な視点に配慮した避難所運営が行われるよう、自主防災組織等の住民組織とボランティア等との連携を前提とした避難所運営マニュアルの作成や、関係機関による研修・訓練等を行う。
- 公共施設等において、避難所指定の有無に関わらず、大規模災害時には多くの被災者が避難されることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者の対応体制の整備を図る。

(避難所等の保健衛生・健康対策)

- 避難所での感染を予防するため、益城町新型コロナウイルス感染症対応避難所マニュアル に基づき、消毒関係物品や動線確保のために必要な間仕切り等、資機材の確保に努める。
- 「熊本県災害時の感染症・食中毒対策ガイドライン」に基づき、避難所における食中毒や 感染症等の発生防止に取り組む。
- 避難者の健康悪化を防ぐため、災害ボランティア等、関係機関と連携のうえ、避難所等に おける高齢者の生活不活発病対策及び心身の健康保持対策に取り組む。

(福祉避難所の円滑な運営)

○ 大規模災害時、福祉避難所が円滑に開設・運営されるよう、関係機関による研修・訓練等を行うとともに、要配慮者や地域住民に対して、福祉避難所の制度について広報を行い、 理解の促進を図る。

(指定避難所以外の被災者の把握体制)

○ 大規模災害時、車中泊等を行う被災者に対応するため、自治会や自主防災組織、消防団、 NPO、ボランティア等と連携して指定避難所以外の避難所や大規模駐車場等への避難者 (車中泊者を含む)を把握するとともに、情報や物資の提供体制を整備する。

(エコノミークラス症候群の予防)

○ 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育や、予防に必要な運動などの啓発を行う。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所
指定避難所の防災機能の強化	小中学校等において、マンホールトイレ及び防災倉庫を設	_
	置する。	
避難所における食中毒、感染症等の防止	感染症版避難所運営マニュアルの周知徹底を図り、また、	
	町管理栄養士及び町保健師と連携し対象事案発生を抑止	_
	する。	
不活発病及びエコノミークラス症候群予防に係	平時より不活発病及びエコノミークラス症候群予防を含	
る周知啓発	めた運動等の必要性について周知啓発を行う。	_

(2-3)多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立集落に対する県等と連携した取組み)

○ 支援物資の円滑な輸送や傷病者の救急搬送を可能とするため、孤立集落発生時における対応手順を定め、情報伝達体制を構築するとともに、県や関係機関等と連携した住民の早期避難や物資備蓄の啓発、防災消防へりを活用した防災訓練等に取り組む。

(孤立集落の発生防止に向けた道路整備)

○ 大規模災害時、多数の孤立集落の発生を防止するため、各地域や集落間を結ぶ道路(農道・ 林道等含む)の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更 新を徹底する。また、孤立集落発生時には道路、農道、林道等を活用し、できるだけ早期 の解消を図る。

(防災拠点等への再エネ設備等の導入)

○ 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

(自主防災組織の活動の強化)

○ 自主防災組織が市町村や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の 見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち 早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。

(地域コミュニティの維持)

○ 災害発生により集落の孤立が発生した場合、孤立が解消するまでの間、集落内における被 災者救助・支援等を担う地域の共助体制を強化するため、地域コミュニティの維持等の取 組みについて支援する。

(山地・土砂災害対策の推進)

○ 大規模な山地・土砂災害による孤立集落の発生を防止するため、治山施設や保安林及び砂

防施設の計画的な整備を行うとともに、土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了し、県と 連携して豪雨時の早期避難体制の整備等を進める。

(農業用排水施設の更新整備及び保全管理)

○ 浸水による孤立集落の発生を防止するため、老朽化が進む排水機場をはじめとする農業用 排水施設の計画的な更新を実施するとともに、適切な保全管理に取り組む。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所
1 道路整備	(一) 堂園小森線 1.2	
2 舗装の補修・強化	(一)益城矢部線 1.2	
3 橋梁の耐震化・長寿命化	(町) 農免道線 1.2	
4 道路橋梁新設	(町)グランメッセ木山線 2	
	(町)高速道東線 1.2	
	(町)府内安永線 1.2	
	(町)東無田櫛島線 1.2	
	(町)広崎田原線 1.2	
	(町)袴野福原線 1.2	
	(町)下陳畑中線 1.2	_
	(町)飯田東無田線 1.2	
	(町)川内田平田線 1.2	
	(町)平田黒石崎線 1.2	
	(町)堤黒石崎線 1.2	
	(町)下陳上陳線 1.2	
	(町)都市計画道路 1.2.4	
	橋梁 105 橋	
	(橋梁長寿命化計画に基づいた橋梁修繕等) 3	
自主防災組織訓練体制の構築	自主防災組織活動支援交付金を活用し、定期的な訓練を促すと	
	ともに、助言や指導を行う。	1
集落内における共助体制の構築	共助体制を構築するため、町内一円に設置した防災倉庫を活用	
	し、救助用資機材等収納資器材の使用方法について講習会や説	_
	明会を実施する。	
急傾斜地崩壊対策事業等による防災・減災対	急傾斜地崩壊対策事業や砂防施設整備などの土砂災害対策の	
策の推進	要望を行う。	=

(2-4) 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

(消防施設の耐災性の強化)

○ 大規模災害時に消防施設が地域の救助・救急、消火活動の拠点としての機能を果たせるよう、非構造部材も含めた施設の耐震化、備蓄や消防水利の耐震化等による水の確保、非常用電源設備の整備促進及び浸水対策として上層階への電源設備や電子機器などの設備設置等に取り組む。

(消防の災害対処能力の強化)

○ 大規模災害時、迅速かつ的確な救助・救急活動並びに消火活動を実施するため、人員の確保及び資機材等の充実を図るとともに、実践的訓練を反復実施する。

(県内消防応援隊の活用)

○ 被災地での十分な救助・救急、消火活動を確保するため、県と連携して各消防本部が円滑 に相互応援できる体制づくりを推進する。

(災害対応業務の標準化・共有化) (再掲)

○ 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏ま え、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務 の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(消防団における人員、資機材の整備促進)

○ 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動 に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する 機能別消防団員(学生消防団員含む)の確保・拡大も含め、消防団員の確保・支援対策に 取り組む。

(自主防災組織の活動の強化) (再掲)

○ 自主防災組織が市町村や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の 見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち 早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。

(地域コミュニティの維持) (再掲)

○ 災害発生により集落の孤立が発生した場合、孤立が解消するまでの間、集落内における被 災者救助・支援等を担う地域の共助体制を強化するため、地域コミュニティの維持等の取 組みについて支援する。

(救助・救急ルートの確保に向けた道路整備)

○ 災害時の救助・救急ルートを確保するため、本町と他自治体を結ぶ道路の計画的な整備を 進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送 道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関 係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所
消防団詰所の耐災性の確保	詰所及び格納庫の復旧にあたり、鉄骨造などを積極的に推進す	
	る。	_
常備消防職員の災害対応能力の向上	消防学校等での訓練に加え、町総合防災訓練等に参加し、災害	_
	対応能力の向上を図る。	
1 道路整備	(国) 443 号 1.2	
2 舗装の補修・強化	(主)熊本益城大津線 1.2	
3 橋梁の耐震化・長寿命化	(主) 熊本高森線 1.2.4	
4 道路の無電柱化	(一) 益城菊陽線 1.2	
5 道路橋梁新設	(一) 堂園小森線 1.2	
	(一)益城矢部線 1.2	
	(一) 小池竜田線 1.2	
	(町) 農免道線 1.2	2-1
	(町)グランメッセ木山線 2	2 1
	(町)高速道東線 1.2	
	(町)府内安永線 1.2	
	(町)東無田櫛島線 1.2	
	(町)広崎田原線 1.2	
	(町)都市計画道路 1.2.5	
	橋梁 105 橋	
	(橋梁長寿命化計画に基づいた橋梁修繕等) 3	

(2-5) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(エネルギー供給に向けた道路整備)

○ 町内における災害時の救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給するため、本町と他自治体を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所
1 道路整備	(国) 443 号 1.2	
2 舗装の補修・強化	(主) 熊本益城大津線 1.2	
3 橋梁の耐震化・長寿命化	(主) 熊本高森線 1.2.4	
4 道路の無電柱化	(一) 益城菊陽線 1.2	
5 道路橋梁新設	(一) 堂園小森線 1.2	
	(一) 益城矢部線 1.2	
	(一) 小池竜田線 1.2	
	(町) 農免道線 1.2	2-1
	(町)グランメッセ木山線 2	2-4
	(町)高速道東線 1.2	
	(町)府内安永線 1.2	
	(町)東無田櫛島線 1.2	
	(町)広崎田原線 1.2	
	(町)都市計画道路 1.2.5	
	橋梁 105 橋	
	(橋梁長寿命化計画に基づいた橋梁修繕等) 3	

(2-6) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

(災害時の帰宅困難者の支援体制の整備)

○ 災害時の帰宅困難者等へ飲料水やトイレ、道路情報を提供するなど、その支援体制を整備 するため、民間との協定の締結を推進する。

(公共交通機関に係る情報体制の整備)

○ 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所
帰宅困難者支援体制の構築	町内に存する大規模集客施設である、熊本空港について	
	は、空港 A-2BCP において、グランメッセについては、利	
	用者等の対応に関する覚書において協議を重ね、対応体制	_
	を確立する。	

(2-7) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備)

○ 町内における災害時の医療活動の支援ルートを確保するため、本町と他自治体を結ぶ道路 の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。 また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、医療活動の支援ルートの早期啓 開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所
1 道路整備	(国) 443 号 1.2	
2 舗装の補修・強化	(主) 熊本益城大津線 1.2	
3 橋梁の耐震化・長寿命化	(主) 熊本高森線 1.2.4	
4 道路の無電柱化	(一) 益城菊陽線 1.2	
5 道路橋梁新設	(一) 堂園小森線 1.2	
	(一)益城矢部線 1.2	
	(一) 小池竜田線 1.2	0 1
	(町)農免道線 1.2	$ \begin{array}{c} 2-1 \\ 2-4 \end{array} $
	(町)グランメッセ木山線 2	2-4 2-5
	(町)高速道東線 1.2	2-5
	(町)府内安永線 1.2	
	(町)東無田櫛島線 1.2	
	(町)広崎田原線 1.2	
	(町)都市計画道路 1.2.5	
	橋梁 105 橋	
	(橋梁長寿命化計画に基づいた橋梁修繕等) 3	

(2-8)被災地における疾病・感染症等の大規模発生

(感染症の発生・まん延防止)

○ 浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を促進すると ともに、災害時に消毒・害虫駆除等が適切かつ速やかに実施されるよう、県と連携して防 疫対策に取り組む。

(避難所等の保健衛生・健康対策) (再掲)

- 避難所での感染を予防するため、益城町新型コロナウイルス感染症対応避難所マニュアル に基づき、消毒関係物品や動線確保のために必要な間仕切り等、資機材の確保に努める。
- 「熊本県災害時の感染症・食中毒対策ガイドライン」に基づき、避難所における食中毒や 感染症等の発生防止に取り組む。
- 避難者の健康悪化を防ぐため、災害ボランティア等、関係機関と連携のうえ、避難所等に おける高齢者の生活不活発病対策及び心身の健康保持対策に取り組む。

(エコノミークラス症候群の予防) (再掲)

○ 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育や、予防に必要な運動などの啓発を行う。

(生活用水の確保)

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進する。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める(幼児がいる家庭においては安全面に留意)など、生活用水の確保について啓発を行う。
- 事業所等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。

(下水道BCPの充実)

○ 大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止する ため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整える とともに、県内全域で策定した下水道事業継続計画(BCP)の充実を図り、下水を速や かに排除・処理する体制を整える。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所
定期予防接種の実施	乳幼児期からの定期予防接種を実施中。	_
避難所における食中毒、感染症等の防止	感染症版避難所運営マニュアルの周知徹底を図り、また、 町管理栄養士及び町保健師と連携し対象事案発生を抑止 する。	2-2
町下水道 BCP の見直し	疫病・感染症等発生時の BCP の見直しを行う。	_

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な広域防災拠点を含む行政機能は確保す る

(3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点施設等の耐災性の強化)

- 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進める。
- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。

(業務継続可能な体制の整備)

- 大規模災害時に必要な業務を継続するため、あらかじめ代替庁舎の確保や非常時優先業務の整理、災害業務に従事する職員に必要な食料備蓄など、庁内業務継続計画(BCP)の 高度化を図る。
- 大規模災害時にも円滑に業務を継続するため、受援計画の策定や町地域防災計画に基づく 個別分野別のマニュアル等の見直しを進める。
- 災害等による庁内ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、通信回線の二重化や ネットワーク機器の予備装置の確保及び遠隔地でのバックアップ、パソコン等の情報端末 の代替機器の確保等を進める。

(学校における業務のスリム化とBCPの策定)

○ 大規模災害時、学校において、学校運営に加え、並行して実施せざるを得ない避難所運営 への協力、町や地域の自治組織との連絡調整などの災害対応業務を円滑に進めるため、学 校における業務をスリム化するとともに、災害時に優先する行事や教職員の業務をあらか じめ決めておく等、業務継続計画(BCP)の策定を促進する。

(発災直後の職員参集及び対応体制の整備)

○ 大規模災害時に、職員や家族の被災のほか、道路の寸断、公共交通機関の停止や交通渋滞などで、職員が職場に参集できないことにより、災害時の初動対応に支障を来すおそれがあることから、職員の参集体制及び災害対応体制を整備する必要がある。

(受援体制の構築)

○ 他自治体からの応援部隊の受入を円滑に行うため、国のガイドライン等を踏まえ、他自治体との相互の応援協定の締結や、受援計画の策定を進め、大規模災害時の連携体制の強化を促進する。

(防災訓練の実施) (再掲)

○ 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、 災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

(職員の安全確保に関する意識啓発)

○ 地震発生時に職員自身が自らの安全を確保する意識や能力を身につけるため、災害時初動 対応訓練の実施等により、対応能力の向上を図る。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所
業務継続計画及び地域防災計画の定期的な見直	業務継続計画及び地域防災計画の定期的な見直しについ	
L	て、防災会議において承認を得たうえで、新たに建設予定	
	の複合施設に防災センター等防災機能を補完させること	_
	で、代替施設として活用する。	
地域自主防災クラブと連携した、総合防災訓練の	アクションカードを作成し、地震発災から避難所開設まで	
実施	の動きを確認する。	1
受援計画の定期的な見直し	人事の定期異動等を踏まえ、受援計画の定期的な見直しを	
	行い、防災会議において承認を得たうえで、職員への周知	_
	徹底を図り、受け入れ態勢を整備する。	

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

(4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進)

○ 大規模災害時、防災行政無線等の情報通信施設について 72 時間程度の機能維持が可能となるよう、防災活動の拠点となる施設においては、非常用電源の整備の推進、非常用電源からの電力供給箇所の確認とともに、災害時における電力や燃料の供給に関する協定締結等を推進する。

(通信手段の機能強化) (再掲)

○ 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震 化など通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の 整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化(リダンダンシ ー)を図る。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所
防災行政無線の耐震化及び非常用電源の整備	新庁舎建設時において、防災行政無線の耐震化及び非常用	
	電源の強靭化を図る。また、新庁舎被災時における代替施	1-5
	設として建設予定の複合施設において、防災センター機能	1-0
	を保有させる。	
防災行政無線のデジタル化等による、通信手段の	仮設庁舎において防災行政無線のデジタル化を整備し、新	
多重化	庁舎に移設することにより継続的に多重化を維持する。ま	1 5
	た、SNS利用登録者の増加、避難所への通信体制強化を	1-5
	図る。	

(4-2)テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) (再掲)

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート(全国瞬時警報システム)や、避難勧告等の情報を広く町民に伝達するLアラート(災害情報共有システム)、町防災メール等を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 防災情報(水位、雨量、カメラ画像等)を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて住民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや町ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

(通信手段の機能強化) (再掲)

○ 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震 化など通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の 整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化(リダンダンシ ー)を図る。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所
Jアラート、Lアラート及びましきメール操作技術	県が実施するJアラート、Lアラート訓練に参加する。	1-1
の習熟		1-1
情報収集手段の住民への周知と併せ、町ホームペ	ましきメールによる情報発信の習熟については、日常業務	1-5
ージ及びましきメールでの情報発信技術の習熟	において実践する。	1-5
防災行政無線のデジタル化等による、通信手段の	仮設庁舎において防災行政無線のデジタル化を整備し、新	
多重化	庁舎に移設することにより継続的に多重化を維持する。ま	1-5, 4-1
	た、SNS利用登録者の増加、避難所への通信体制強化を	1-5, 4-1
	図る。	

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能 不全に陥らせない

(5-1)サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

(事業者におけるBCP策定促進)

○ 大規模災害後、事業者が中核事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期 に復旧できるよう町内事業者の事業継続計画(BCP)策定を促進するとともに、より実 効性の高い産業別BCPへの改訂等を支援する。

(金融機関や商工団体等との連携)

○ 大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に 実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) (再掲)

○ 災害時の物資輸送ルートを確保するため、本町と他自治体を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(道路情報の迅速かつ正確な提供)

○ 大規模災害時に道路の通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるため、道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化を図るとともに、インターネット等を活用した情報発信体制の整備を進める。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所
事業継続力強化支援計画の策定及び認定申請	町内事業者のBCP策定のため災害リスクの分析と商工会に	
	よる支援の内容、体制等を協議する。	_
1 道路整備	(国) 443 号 1.2	
2 舗装の補修・強化	(主) 熊本益城大津線 1.2	
3 橋梁の耐震化・長寿命化	(主) 熊本高森線 1.2.4	
4 道路の無電柱化	(一) 益城菊陽線 1.2	
5 道路橋梁新設	(一) 堂園小森線 1.2	
	(一)益城矢部線 1.2	
	(一) 小池竜田線 1.2	2-1
	(町) 農免道線 1.2	2-4
	(町) グランメッセ木山線 2	2-5
	(町) 高速道東線 1.2	2-7
	(町)府内安永線 1.2	
	(町)東無田櫛島線 1.2	
	(町)広崎田原線 1.2	
	(町)総合団地線 2	
	(町)都市計画道路 1.2.5	
	橋梁 105 橋	

(5-2)農地や農業用施設等の大規模な被災による農林業の競争力の低下

(農地・農業用施設の保全)

○ 地震や豪雨、高潮等に伴う農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図るため、排水機場 やため池、用排水路等、農地・農業用施設の計画的な整備、適切な維持管理を行う。

(災害時の集出荷体制の構築)

○ 大規模災害時の農作物や木材、特用林産物の出荷等を確保するため、広域的に選果機能等 を代替・利用する体制の構築に向けた関係機関の取組みを支援するとともに、農道・林道 の計画的な整備及び適切な維持管理を行う。

(農業施設の耐候性等の強化)

○ 大規模災害時の農業施設の被災による施設園芸の競争力低下を防止するため、気象災害に 強い耐候性強化型ハウスの導入を促進する。

(共済加入の促進)

○ 大規模自然災害が発生しても、農業経営の安定を図るため、農業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業共済加入を促進する。

(5-3) 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの確保に向けた道路整備)

○ 町内における災害時の交通ネットワークを確保するため、本町と他自治体を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再揭箇所
1 道路整備	(国) 443 号 1.2	
2 舗装の補修・強化	(主) 熊本益城大津線 1.2	
3 橋梁の耐震化・長寿命化	(主) 熊本高森線 1.2.4	
4 道路の無電柱化	(一) 益城菊陽線 1.2	
5 道路橋梁新設	(一) 堂園小森線 1.2	2-1
	(一) 益城矢部線 1.2	2-4
	(一) 小池竜田線 1.2	2-5
	(町) 農免道線 1.2	2-7
	(町) グランメッセ木山線 2	5-1
	(町) 高速道東線 1.2	
	(町)府内安永線 1.2	
	(町)東無田櫛島線 1.2	
	(町)広崎田原線 1.2	
	(町)総合団地線 2	

(町)都市計画道路 1.2.5		
橋梁 105 橋		
(橋梁長寿命化計画に基づいた橋梁修繕等)	3	

(5-4)食料等の安定供給の停滞

(民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備) (再掲)

○ 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

(他自治体への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備) (再掲)

○ 大規模災害時に町の備蓄では不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよう、災害時応援協定等により供給体制の多重化、強化を図る。

(国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備) (再掲)

○ 大規模災害時に国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援 物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、 実効性を強化する。

(家庭や事業所における備蓄の促進) (再掲)

○ 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、 必要な食料・飲料水等を確保するため、住民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発 を行い、最低3日分(推奨1週間)の備蓄を促進する。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) (再掲)

○ 災害時の物資輸送ルートを確保するため、本町と他自治体を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所
民間企業団体との災害応援協定の締結	民間企業団体との協定締結数を増加させる (名年度5団体程度:令和元年度末約30団体)	2-1
地方自治体との災害時応援協定の締結	地方公共団体との協定締結数を増加させる (目標10団体程度:令和元年度末6団体)	2-1
物資集積拠点の確保	建設予定の複合施設敷地内に防災公園を整備し、防災機能施設 の一部として物資集積倉庫を建設するとともに、民間施設の活 用も視野に入れる。	2-1
 道路整備 舗装の補修・強化 橋梁の耐震化・長寿命化 道路の無電柱化 道路橋梁新設 	(国) 443 号 1.2 (主) 熊本益城大津線 1.2 (主) 熊本高森線 1.2.4 (一) 益城菊陽線 1.2 (一) 堂園小森線 1.2 (一) 益城矢部線 1.2 (一) 小池竜田線 1.2 (町) 農免道線 1.2 (町) グランメッセ木山線 2 (町) 高速道東線 1.2 (町) 府内安永線 1.2 (町) 麻無田櫛島線 1.2 (町) 東無田櫛島線 1.2 (町) 広崎田原線 1.2 (町) 松合団地線 2 (町) 都市計画道路 1.2.5 橋梁 105 橋 (橋梁長寿命化計画に基づいた橋梁修繕等) 3	$ \begin{array}{r} 2-1 \\ 2-4 \\ 2-5 \\ 2-7 \\ 5-1 \\ 5-3 \end{array} $

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期 復旧を図る

(6-1) 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LPガスサプラ イチェーンの機能の停止

(防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化)

○ 大規模災害に備え、電力事業者において電力設備の耐災性を確保するとともに、災害時に 電力供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早 急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、 応急復旧対策等について連携の強化を図る。

(防災拠点等への再エネ設備等の導入) (再掲)

○ 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所
災害時における商用電源の安定確保	災害時における商用電源喪失に備え、九州電力との災害復	
	旧に関する覚書等を締結し、町及び九州電力の役割分担を	_
	明確にしたうえで、早期の復旧・通電を確保する。	
再生可能エネルギーの確保	町内一円に設置する防災倉庫の電源に再生可能エネルギ	0 0
	ー (太陽光パネル)を導入し、商用電源の喪失に備える。	2-3

(6-2)上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化等) (再掲)

○ 水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、町におけるアセットマネジメント(長期的視野に立った計画的な資産管理)等を活用した施設の中長期的な更新計画を策定し、水道施設の耐震化を図る。

(応急給水体制の整備)

○ 大規模災害時に、被災した水道施設の迅速な把握及び必要に応じた応援体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

(生活用水の確保) (再掲)

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や 使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について 学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進す る。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める(幼児がいる家庭においては安全面に留意)など、生活用水の確保について啓発を行う。
- 事業所等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。

(上水道BCPの策定)

○ 大規模災害時の上水道施設の被災による供給の長期停止を防止するため、事業継続計画(B C P) 策定を行う。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所
近隣市町村の担当部局との応援体制の構築	災害時の応急給水や応援可能な資機材の情報共有等に連	
	絡体制を構築する。	
緊急貯水槽の設置	先進都市から緊急貯水槽など情報を把握し、工法等の検討	
	を行う。	
上水道 BCP 計画の策定	アセットマネージメントや耐震診断、そして財政状況を勘	
	案した BCP 計画の策定を検討する。	_

(6-3)汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設等の耐震等)

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、流域下水道施設の耐震化を推進するとともに、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な維持修繕・改築を進める。 また、下水道施設等の耐震化等を促進する。
- 災害時の避難所等における住民の生活・衛生環境の向上のため、避難所開設時に備えてマンホールトイレ整備を促進するとともに、仮設トイレのし尿を、被災していない下水処理場等で受け入れる体制を事前に整える。

(浄化槽の整備等)

○ 大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、単独浄化槽から合併浄化槽への 転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の破損状況、使用可否、使用状況等の把握を行 い、その結果を基に浄化槽の早期復旧を行う体制(地理情報システム活用に向けた浄化槽 台帳システムの改訂を含む)を構築する。

(下水道BCPの充実) (再掲)

○ 大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止する ため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整える とともに、県内全域で策定した下水道事業継続計画(BCP)の充実を図り、下水を速や かに排除・処理する体制を整える。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所
ストックマネジメント計画および総合地震対策 事業計画の策定	ストックマネジメント計画および総合地震対策事業計画 策定により計画的に修繕・改築・調査を実施。各小中学校 にはマンホールトイレを設置予定 (R2 年度は広安小学校・中央小学校)	-
合併処理浄化槽設置整備事業補助金の活用	下水道が未整備の山間部の一部の地域に対し、国、県の合 併浄化槽補助金を活用し、整備を行っている。	_
町下水道 BCP の見直し	疫病・感染症等発生時の BCP を見直し中。	_

(6-4)地域交通ネットワークが分断する事態

(公共交通機関に係る情報体制の整備) (再掲)

○ 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。

(地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備)

- 大規模災害時の地域交通ネットワークを確保するため、各地域や集落間を結ぶ道路(農道、 林道等含む)の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更 新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送ルート の早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。
- 公共交通機関等の被災に伴う機能停止に伴い、自家用車の避難、帰宅による交通量増加の 渋滞により避難・帰宅が遅れる事態を回避するため、徒歩や自転車で避難・帰宅できる環 境(道路等)を整備する。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所
1 道路整備	(国) 443 号 1.2.5	
2 舗装の補修・強化	(主) 熊本益城大津線 1.2.5	
3 橋梁の耐震化・長寿命化	(主) 熊本高森線 1.2.4.5	
4 道路橋梁新設	(一) 益城菊陽線 1.2.5	
5 沿道環境の整備	(一) 堂園小森線 1.2	
	(一) 益城矢部線 1.2.5	
	(一) 小池竜田線 1.2.5	
	(町) 農免道線 1.2.5	
	(町) グランメッセ木山線 2.5	
	(町) 高速道東線 1.2.5	_
	(町)府内安永線 1.2	
	(町) 東無田櫛島線 1.2	
	(町)広崎田原線 1.2	
	(町)袴野福原線 1.2	
	(町)下陳畑中線 1.1	
	(町)飯田東無田線 1.2	
	(町)都市計画道路 1.2.4.5	
	橋梁 105 橋	
	(橋梁長寿命化計画に基づいた橋梁修繕等) 3	
都市計画道路整備事業	災害に強いまちづくりを推進するため、災害時にも機能を発揮	
	する道路ネットワークを構築し、都市計画道路の整備を行う。	
	・町道横町線・益城東西線	_
	・南北線・第二南北線	
	・木山宮園線	

(6-5) 異常渇水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

(応急給水体制の整備) (再掲)

○ 大規模災害時に、被災した水道施設の迅速な把握及び必要に応じた応援体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所
近隣市町村の担当部局との応援体制の構築	災害時の応急給水や応援可能な資機材の情報共有等に連	6 9
	絡体制を構築する。	6-2
緊急貯水槽の設置	先進都市から緊急貯水槽など情報を把握し、工法等の検討	6 9
	を行う。	6-2

7 制御不能な二次災害を発生させない

(7-1) 市街地での大規模火災の発生

(住宅密集地における火災の拡大防止) (再掲)

- 大規模火災の危険性が高い住宅密集地の改善を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等を活用し、避難・延焼遮断空間の確保に資する道路・公園等の整備、倒壊・消失の危険性が高い老朽建築物の整備促進等を行い、安全性を優先的に考慮した土地利用を図りながら、災害に強く安全なまちづくりを促進する。
- 大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防炎物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、各消防本部を通じ、普及促進を図る。

(消防の災害対処能力の強化)

○ 大規模災害時における対処能力の強化を推進し、迅速・的確な救出・救助活動及び消火活動を実施するため、人員の確保及び救助用資機材の整備や充実を図るとともに、実践的な訓練を反復実施する。

(県内消防応援隊の活用) (再掲)

○ 被災地での十分な救助・救急、消火活動を確保するため、県と連携して各消防本部が円滑 に相互応援できる体制づくりを推進する。

(消防団における人員、資機材の整備促進) (再掲)

○ 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動 に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する 機能別消防団員(学生消防団員含む)の確保・拡大も含め、消防団員の確保・支援対策に 取り組む。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再揭箇所
土地区画整理事業地における公共空地の確保及	木山土地区画整理事業地において、公共空地の確保及び整	
び整備	備を図るため、益城復興事務所と連携した、都市再生整備	_
	計画を策定する。	
緊急消防援助隊等との連携体制の構築	熊本市消防局管内各消防署及び各出張所との応援体制に	
	加え、有事に備えた緊急消防援助隊との連携体制を構築す	2-4
	3	
消防団員の確保	消防団員の適正人員を確保するため、条例定数の見直しも	
	視野に入れ、団員の待遇改善と併せ、実働団員の確保に努	2-4
	め、併せて女性団員の確保や町職員による機動班の精鋭化	2-4
	を図る	

(7-2) 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(沿道建築物の耐震化、通行空間の確保)

○ 大規模災害時の沿道建築物や電柱の倒壊による死傷者の発生、避難や救助活動等の停滞を 防止するため、特に緊急輸送道路沿いの建築物について、県と連携して耐震診断、耐震改 修等を進めるとともに、通行空間確保のため、無電柱化を計画的に進める。

(被災建築物等の迅速な把握)

○ 大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県や建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所
沿道建築物の耐震化、通行空間の確保	緊急輸送道路沿いの建築物について、県と連携して耐震診	
	断、耐震改修等を進める。また、道路拡幅やバイパス建設	
	に合わせて、電線共同溝の整備、道路事業、面整備の際に	_
	電線管理者が無電中化を併せて実施。併せて、電柱を増や	
	さない取り組みを行う(電柱の占用禁止または制限)。	
応急危険度判定士実施本部の設置	大規模な地震が発生した際に実施本部を設置し、応急危険	
	度判定士に派遣要望等を行う。	

(7-3)ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の 発生

(農業用ため池等の維持管理・更新)

- 大規模災害時の農業用ため池の決壊等による二次災害を防止するため、農業用ため池の点 検や改修の必要性の判定を行い、計画的に改修を進めるとともに、築造後数十年経過して いる農業用ダムについては、機能保全計画に基づき必要な更新整備を行う。
- ため池管理者による日常管理や緊急体制の整備、ハザードマップの作成等、ため池の適正 な維持管理を推進する。

(道路防災施設の維持管理・更新)

○ 大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害を防止するため、維持管理計画を策定し、より効果的・効率的な道路防災施設の維持管理、機能強化及び設備の更新等を行う

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所
重点ため池ハザードマップの作成	農業用重点ため池は全部で15箇所があるが、平成30年度	
	にハザードマップ1箇所を作成済。令和2年度に残りの14	
	箇所についてに作成を行い、地元への周知徹底を図ること	_
	で、災害時の安全行動に役立たせる。	
道路維持管理計画の策定	現状を把握し、維持管理計画を策定し、効率的な管理を行	
	う。	_

(7-4) 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の流出対策等)

○ 有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、あらかじめ工場・ 事業場の情報を整理し、各分野において事故時の応急措置や環境調査に活用できるように 準備するとともに、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、事業者と連携 した取組みを進める。

(アスベスト対策)

○ 被災建築物におけるアスベスト建材の露出及び解体工事による、周辺へのアスベストの飛散を防止するため、飛散性の高いアスベスト建材が使用されている可能性の高い建築物のリストをあらかじめ整備する。また、工事従事者の暴露防止のための防じんマスクの備蓄を促進する。

(NBC災害に対応する資機材の整備)

○ 大規模災害の発生に伴う有害物質等の大規模拡散・流出による環境への悪影響を防止する ため、消防において核、生物、化学物質による特殊災害(NBC災害)に対応する資機材 の整備を進める。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所
建設業者からのアスベストに係る報告指導の実	建築物の解体等において、建設業者がアスベストを確認し	
施	た際の本町への報告及び対応に係る指導を行う。	_
NBC 災害等特殊災害に対する備えの構築	国民保護計画の定期的な見直しを実施し、国民保護協議会	
	での承認後、必要な資機材整備を実施する。また、マニュ	_
	アルの見直しも定期的に実施する。	

(7-5)農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農業生産基盤の整備及び保全管理)

○ 農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、農業生産基盤を計画的に整備 し、農業生産活動を維持するとともに、日本型直接支払制度を活用した取組みを支援し、 農業生産基盤の保全管理を図ることにより、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能 を適切に維持・発揮させる。

(鳥獣被害対策の推進)

○ 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡大することを防止するため、地域住民が主体となって「被害防除」「環境整備」「有害鳥獣捕獲」等の総合的な対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を進める。

(適切な森林整備の推進)

○ 台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調節など森林が持つ多面的機能を確保するため、伐採跡地の再造林や間伐等の適切な森林整備を推進する。

(山地・土砂災害対策の推進)

○ 森林の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、治山施設や保安林及び砂防施設 の計画的な整備を推進する。

(中山間地域の振興)

○ 多面的かつ公益的な機能の維持・活性化を図るため、中山間地域の多面的機能の普及啓発、 地域リーダーの育成、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持等の取組み を支援する。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所
有害鳥獣被害防止対策事業補助金	町内全農地を対象に、電気柵等の購入費 1/2 補助を行う。	
	(令和元年度実績:26箇所 1,205,000円補助)	1
砂防施設の整備	砂防施設の整備にあたり、国・県に要望を行う。	

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる 条件を整備する

(8-1)大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる 事態

(災害廃棄物処理計画の策定)

○ 大規模災害時における災害廃棄物の処理を円滑に行うため、災害廃棄物処理計画を策定する。

(仮置場の選定)

○ 迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行えるよう、災害廃棄物の発生量の推計をもとに仮置 場候補地を選定する。

(県からの支援体制整備)

○ 甚大な被害により町単独での災害廃棄物処理が困難な場合に、迅速かつ適切な処理が行えるよう、県からの支援体制の整備を図る。

(関係団体等との連携)

○ 大規模災害時に、損壊家屋の撤去等や大量に発生する災害廃棄物の処理を促進するため、 他自治体及び関係団体等と廃棄物処理に関する協定を締結するなど、相互協力体制の整備 を図る。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所
災害廃棄物処理計画の推進	R1 年 12 月策定済みの災害廃棄物処理計画に則り、公営グ	
	ランド3箇所を、災害規模に応じて仮置場に選定済み。一	
	般廃棄物処理施設、一般廃棄物収集運搬業、し尿の処理運	_
	搬業、解体工事業、周辺町村、その他の公共機関との連絡	
	網を整理済み。	

(8-2) 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精 通した技術者、ボランティア等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる 事態

(学校における人材の育成)

○ 大規模災害時、円滑な災害対応ができるよう、避難所運営の協力や応急教育などの専門的 知識を有する人材を育成する。

(災害ボランティアとの連携)

○ 大規模災害時、被災者支援を行う災害ボランティアの受入と連携を円滑に行うため、町社会福祉協議会との連携や、くまもと災害ボランティア団体ネットワーク(KVOAD(ケイボアード))との協定に基づき、平時から顔が見える関係を築き、合同訓練の実施等を通して、対応力を強化する。

(罹災証明書の速やかな発行)

○ 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から職員を対象とする住家被害認定調査の目的や方法に関する研修を行うとともに、他自治体等の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。

(被災建築物等の迅速な把握) (再掲)

○ 大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県や建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。

(被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備)

- 大規模災害時、早期に文化財の被害状況を把握し復旧を行うため、文化財の保存修復等の 専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成する。
- 大規模災害後、復興に向けた住宅等の建替えが円滑に進むよう、埋蔵文化財発掘調査等に 必要な専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成する。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所
防災教育プログラム、防災マニュアルの作成	防災教育推進担当の会計年度任用付職員を学校教育課に	
	配置し、防災意識の向上を図り、あらゆる災害への対応を	
	目指した、危機管理意識を持った防災・減災教育のプログ	_
	ラム作成を行うため、定期的に各学校の防災教育担当者会	
	を開催している。	
災害ボランティア団体との連携構築	くまもと災害ボランティア団体ネットワークとの協定に	
	基づき、共助に該当する分野において支援を依頼する事項	_
	を整理し、町総合防災訓練等に参加させることで、災害対	
	応力の向上を図る	
埋蔵文化財包蔵地図(遺跡地図)の整備	熊本県への専門職員派遣依頼及び災害時職員派遣自治体	
	との協定締結により連携を推進し、埋蔵文化財包蔵地図	_
	(遺跡地図) の整備体制構築を図る	

(8-3)被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

(罹災証明書の速やかな発行) (再掲)

○ 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から職員を対象とする住家被害認定調査の目的や方法に関する研修を行うとともに、他自治体等の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。

(応急仮設住宅の迅速な提供)

○ 住家を失った被災者が、住まいを含めた生活再建を進められる状況を整えるため、一時的 な住居となる応急仮設住宅を迅速に確保できるよう、様々な災害を想定した建設型仮設住 宅の候補地をあらかじめ定め、住民との合意形成を図る。

(地籍調査の実施)

○ 大規模災害後、被災者の生活再建が迅速に進むよう、地籍調査事業を促進し、土地境界等 を明確にする。

(災害ボランティアとの連携) (再掲)

○ 大規模災害時、被災者支援を行う災害ボランティアの受入と連携を円滑に行うため、町社会福祉協議会との連携や、くまもと災害ボランティア団体ネットワーク(KVOAD(ケイボアード))との協定に基づき、平時から顔が見える関係を築き、合同訓練の実施等を通して、対応力を強化する。

(相談体制の整備)

○ 大規模災害時に町民からの各種相談に対応できるよう、協定団体等による相談対応やSN S等の多様な手段による情報提供を行う体制を整備する。

(金融機関や商工団体等との連携) (再掲)

○ 大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に 実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所
大規模災害時における応急仮設住宅の速やかな	応急仮設住宅建設予定地を予め決定しておくことで、早期	
提供	の着工につなげる。なお、建設予定地については、町有地	
	を基本とするが、熊本地震の経験を踏まえ、国有地、県有	_
	地に加え、民間団体所有地も考慮する。	
地籍調査事業の体制強化	係の設置、人員の配置を行い、事業を推進する。	
大規模災害時における被災者相談体制の確立	県弁護士会や司法書士会と連携し、災害時における住民	
	の不安を解消するよう努める。	_

(8-4)地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる 事態

(地域における共助の推進)

○ 大規模災害時に、町と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、自主防 災組織との連携強化や自治会等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。

(自主防犯・防災組織等のコミュニティカの強化)

○ 自主防犯組織等の防犯活動の強化を図るため、防犯講話や装備資器材の整備充実等の支援 を行う。

(地域と学校の連携)

○ 大規模災害時、避難所となる学校の混乱を回避するため、コミュニティ・スクールを推進し、学校において、地域と連携した防災システムの構築や避難訓練の実施を図るとともに、 児童生徒の地域における防災活動への参加を促し、学校と地域の連携協働体制を強化する。

(地域コミュニティの維持)

- 災害時の共助を担う地域コミュニティの崩壊や機能低下を防ぐため、地域住民等が主体と なって行う地域コミュニティの維持に係る取組みを支援する。
- 大規模災害からの復旧・復興過程において、一時的な地域コミュニティの崩壊により、被災者が孤立することを防止するため、平時からの民間事業者との協定の締結、民間ボランティア団体との連携など、被災者の見守りに資する体制の構築を図る。

(消防団における人員、資機材の整備促進) (再掲)

○ 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動 に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する 機能別消防団員(学生消防団員含む)の確保・拡大も含め、消防団員の確保・支援対策に 取り組む。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所
防災士連絡協議会との連携強化	防災士のフォローアップ講座を開催し、地域防災リーダー	
	を育成する。	_
地域自主防災クラブと連携した、総合防災訓練の	コミュニティ・スクールの学校運営協議会と地域自主防災	
実施	クラブとの連携を行う。	_
大規模災害時における被災者見守り強化	生協くまもと、郵便局、新聞販売店等との協定を活用	
	し、日頃からの見守り活動を実践することで、有事にお	_
	ける見守り活動の円滑化を図る。	

(8-5) 道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(迅速な復旧・復興に向けた道路整備)

○ 災害時の復旧・復興の停滞を防止するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めると ともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路にお ける無電柱化を進める。併せて、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開 を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(地籍調査の実施)

○ 大規模災害後、復旧・復興が迅速に実施できるよう、地籍調査事業を促進し、土地境界等 を明確にする。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所
計画の推進のために必要な主な取組等 1 道路整備 2 舗装の補修・強化 3 橋梁の耐震化・長寿命化 4 道路の無電柱化 5 道路橋梁新設	(国) 443 号 1 (主) 熊本益城大津線 1.2 (主) 熊本高森線 1.2.4 (一) 益城菊陽線 1.2 (一) 堂園小森線 1.2 (一) 益城矢部線 1.2 (一) 小池竜田線 1.2 (町) 農免道線 1.2 (町) グランメッセ木山線 2 (町) 高速道東線 1.2 (町) 府内安永線 1.2 (町) 府内安永線 1.2 (町) 東無田櫛島線 1.2 (町) 広崎田原線 1.2 (町) 総合団地線 2	2-1 2-4 2-5 2-7 5-1 5-3 5-4
	(町) 総合団地線 2(町) 都市計画道路 1.2.5橋梁 105 橋(橋梁長寿命化計画に基づいた橋梁修繕等) 3	

(8-6)広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復 興が大幅に遅れる事態

(浸水対策、流域減災対策)

○ 大規模な浸水被害を防止するため、河川堤防等の施設の整備など、地震、洪水等による浸水への対策を着実に推進するとともに、排水機場の整備等により被害軽減に資する流域減災対策を推進する。

計画の推進のために必要な主な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所
河川の河道改修及び河川の掘削等	風水害による浸水被害防止に向けた河川整備促進を要望	
	していく。	1-3
	木山川 秋津川 赤井川 岩戸川	

第5章 計画の推進

本計画による強靭化を着実に推進するため、施策の進捗状況の把握等を行うために設定した 重要業績指標(KPI)を用いて進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルを繰り返し、全 庁が一体となって取組みを推進することとする。

<重要業績指標(KPI)一覧>

1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる

「人院侯日然火告が先生した時でも入中の休後が取入阪因られる						
項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載リスクシナリオ	
住宅の耐震化率	85%	H30	95%	R7	1-1	
公共建築物の耐震化率	100%	R1	100%	R6	1-1	
防災訓練の実施回数	4 回	R1	4 回	毎年度	1-1	
学校教育施設(校舎)の非構造部材の耐震 完了校	6 校	R1	6 校	R6	1–1	
学校教育施設(体育館)の非構造部材の耐 震完了校	6校	R1	6 校	R2	1-1	
避難路の整備率	12%	R1	80%	R5	1-3	
橋梁点検実施率	100%	H30	100%	R6	1-3	
ハザードマップの作成	作成済	H30	見直し	県再調査後	1–3	

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載リスクシナリオ
避難路の整備率(再掲)	12%	R1	80%	R5	1-3,2-1
橋梁点検実施率(再掲)	100%	H30	100%	R6	1-3,2-7
防災訓練の実施回数(再掲)	4 回	R1	4 🗆	毎年度	1-1,2-1
消防団員数	575 人	R2	650 人 (条例定数)	R3 以降	2-4
指定避難所	19 箇所	R1	21 箇所 (益城中、文化会館)	R2	2-2
福祉避難所	16 箇所	R2	18 箇所	R4	2-2
自主防災組織のカバー率	36%	R1	100%	R4	2-3

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な広域防災拠点を含む行政機能は確保する

項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載リスクシナリオ
公共建築物の耐震化率	100%	R1	100%	R6	3–1
防災訓練の実施回数(再掲)	4 🛭	R1	4 回	毎年度	1-1,2-1,3-1
災害時受援計画	作成済	H30	見直し	毎年度	3–1
地域防災計画	作成済	S38	見直し	毎年度	3-1
業務継続計画	作成済	H30	見直し	毎年度	3–1

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載リスクシナリオ
県道熊本高森線用地契約率	76.60%	R2	100%	R7	4-1
橋梁点検実施率(再掲)	100%	H30	100%	R6	1-3,2-7,4-1

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載リスクシナリオ
県道熊本高森線用地契約率	76.60%	R2	100%	R7	4-1
橋梁点検実施率(再掲)	100%	H30	100%	R6	1-3,2-7,4-1,5-1

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載リスクシナリオ
合併浄化槽の普及率	90%	R2	95%	R6	6-3
下水道普及率	94.84%	R1	100%	R7	6-3
都市計画道路整備率	0%	R1	27%	R4	6-4
橋梁点検実施率(再掲)	100%	H30	100%	R6	1-3,2-7,4-1,5-1,6-4

7 制御不能な二次災害を発生させない

項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載リスクシナリオ
消防団員数(再掲)	575 人	R2	650 人 (条例定数)	R3 以降	2-4,7-1
防災訓練の実施回数(再掲)	4 回	R1	4 回	毎年度	1-1,2-1,3-1,7-1
ため池ハザードマップの作成	1	H30	15	R2	7–3

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載リスクシナリオ
地籍調査進捗率	33.4%	R1	100%	R12	8–3
消防団員数(再掲)	575 人	R2	650 人 (条例定数)	R3 以降	2-4,7-1,8-4
防災訓練の実施回数(再掲)	4 回	R1	4 回	毎年度	1-1,2-1,3-1,7-1,8-4
都市計画道路整備率(再掲)	0%	R1	27%	R4	6-4,8-5
橋梁点検実施率(再掲)	100%	H30	100%	R6	1-3,2-7,4-1,5-1,6-4,8-5